

【委員会記録】

大西委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。(10 時 34 分)

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会におきまして説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】 な し

佐野教育長

報告事項等はありません。よろしくお願いいたします。

大西委員長

それではこれより質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

扶川委員

いじめ問題からお尋ねしたいと思うんですが、事前委員会でもお尋ねしたんで少し繰り返しになります。いじめに対するアンケートの状況をお尋ねしましたが、そのときには、すべての学校でアンケートをやられているのかなという印象の御答弁でした。その後、私も実際に何校か、幾つかの教育委員会にも聞いてみましたが、実態としては県内すべての学校で、いじめ問題に特化したアンケートがやられている状況ではありません。むしろ、やっているところが少ない。いじめの発見や予防について、アンケートが大きな役割を果たすということは間違いないわけですけども、今後、いじめに特化したアンケートはぜひ必要だと思います。その手法についても、先日、報道なんかで見ましたけれども、いろんなことを書いていることが悟られないように、例えば、書くことなければ上の文章を下に写しなさいとか。そんなアンケートをとっているところがあるなんてことも報道されてましたが、いろいろ工夫が必要であろうかと思えます。

県下でやっているところも情報を集めるし、全国からもそういう情報を集めて、書きやすい、とりやすい、悩みを打ち明けやすい、いじめの発見につながるようなアンケートを全校で、小中高すべてで実施をするようにしてはいかがでしょうか。考え方をお聞かせください。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、扶川委員のほうから、アンケートは有効ないじめ対策の手段である。いじめに特化したアンケートをとるべきではないかという御指摘でございました。アンケート調査につきましては、これまでも各学校の取り組みとして行われておりまして、その回数や形態、方法、また設問等につきましては、その学校が実態に

応じて行ってきたものでございます。従来から、いじめに特化した調査を行っているところもございましたが、もう少し広く、学校生活全般の調査、あるいは困ったこと調査、あるいはよりよい学校を目指すための意識調査等々で、各学校で子供たちに尋ね、それで現状を把握してきたところでございます。また、ペーパー形式で答えさせるものもあれば、口頭で面接を通じて聞き取りをするようなものも含めて、さまざまな形態で行ってきたところでございます。

今回の事案も踏まえて、いじめに特化したアンケート調査も確かに有効なことでございます。また、子供たちの人間関係が比較的短期間で変化をしているという状況がでございます。そういう状況を踏まえたと、そのアンケート調査も年に1回とかではなく、さらに短い期間で繰り返し行っていくことが効果的であると考えておりますので、私どもも、今回のことをとらえまして、24市町村教委を回る中で、そういう定期的なアンケート調査なり、さまざまな手法でいじめを早期発見する取り組みを各市町村にお願いしてきたところでございます。

また、ただいまのお話の中にございました、そのアンケート調査を含めて、調査のやり方の工夫でございしますが、確かに子供たちが安心して真実を書ける、事実を書けるような、あるいは事実を伝えられるような環境づくりが一番大事でございます。特に、いじめの調査に関しては、いじめられているという部分だけを尋ねると、そこで鉛筆が動いているということ自体で、何か周りの雰囲気を感じて真実が書けないということもございしますので、その設問項目の中には、さまざまなプラス面の答えも書けるようなものも含みながら、子供たちがより安心して答えられる工夫、配慮が学校では必要ではないかと考えております。また、その場で書かせるのみならず、例えば家に持って帰って、翌日、封筒に入れて提出するという形をとっている学校もございますが、今後、さまざまな形を私どもも聞き取りする中で、いいものがあればどんどん各学校、市町村教委にそれを伝えて、より効果的ないじめの実態把握、そして早期発見につながる取り組みをしたいと思っております。

扶川委員

大体、提案したような内容はやっていただけるということなのですが、端的に申し上げて、要するに短いスパンでいじめがしっかり把握できるアンケートを実施していただくように、市町村教委に全部お願いすると。県教委としてもやると。こういうことで理解してよろしいですね。

それで、私も県北のある町の小中学校で、教育委員会が音頭をとって、8月中に実施したアンケート調査結果をちょっと教えていただきました。それによりますと、例えば、小学校で34%、中学校で13%、特に高学年の小学生では40%がいじめられた経験があるというアンケート結果でした。例えば、ある小学校でいいますと、370人のうち146人の40%弱がいじめられた経験がある。ところが、それを相談した相手は学校中心じゃないんです。母親、父親、兄弟という家族が5割を超えている。これに対して、先生という答えは14%弱でした。これは、友人に相談したという答え15%よりも少ない。なお、このアンケートで注目すべきだなと思ったのは、相談していないんです。せずに終わっているというのが15%。これは実際に146人に、いじめられた人の中で重複で答えていただいて、してないという答えが15%です。こういうアンケート結果が示していることを私は第一に、いじめは表に出ている数字よりもはるかにこれは多いと思います。この点ではどのような認識をされておりますか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、御指摘がございましたように、私どもも認知件数がすべてではないと思っております。本当に、私どもが気づかない、表に出ていないいじめがたくさんあるということを前提として、いろいろ取り組みを行っているところでございます。

先ほどのお話の中で、教師に相談するパーセントが少なかったということですが、本来、私どもは子供たちから信頼されて、子供たちの不安を受け止め、それを解決するため、その最前線に立っている立場の者であります。その数字というのは、やはりそういう面では残念な数字でございます。

ただ、子供たちがまず親御さん、保護者の方に相談をしていただいている。その親御さんから私ども学校のほうに、あるいは教育委員会のほうに御相談があるということで、さまざまなチャンネルを子供たちが持って相談できれば、それで大人につないで解決に至るということで、本当にそれは大事にしていかなければならないと思っておりますが、問題はどこにも相談していないという数でございます。

その数につきましては、どこにも相談しない中で、子供たちの中だけで解決ができたというの中には含まれているんだろうとは思いますが、しかしながら、それをだれにも相談できずに、心の重荷としてずっと抱えている子供さんの気持ちを考えますと、それは何とかしなければならないと思っております。学校以外、保護者の方以外でも、また近所のおじちゃん、おばちゃんでも、また、さまざまな方とにかく相談してほしいということ子供たちにも呼びかけながら、本当にそういう内に抱えて悩み苦しむ子供たちが1人でも少なくなるように対応していきたいと思っております。

扶川委員

おっしゃるとおりです。先生が先に知ることができていないという事実があるようで、これは残念なことです。先生はいじめがあるのに知らないのかと、それが、父兄によれば、保護者によれば、何か不信感の第一歩になってしまうようなこともあり得るわけです。これはアンケートを強化するとか、しっかり学校現場で教師が初めに把握する努力を強化していくしかないの、頑張ってください。

それから、胸にしまわれたまま明るみに出ないいじめというのは、おっしゃるとおり、これが実は深刻なんじゃないかと私は思います。いじめられた側のプライドが物すごく深く傷つくようなものほど口に出しにくい。私も実際に、過去に相談を受けた方のお話を聞きました。中学校の時代に男子生徒から、お前は臭いと言われて、女生徒ですけれども、それがつらくて結局、学校に通わなくなって、親にも教師にも言えなくて、学校に来なさい、来なさいと言われるんだけど、言えずにとうとう不登校のまま20歳を超えて、家に閉じこもりになった。その段階になって初めて親御さんに、実は学校でこういうことがあったんだということを打ち明けることができた。まさに、その心ない言葉が人生を狂わせてしまっている。女性の生徒なんかにはすごく深刻な悪口なんです。それを知って愕然としたと。お母さんが涙ながらに私に相談してきたということがあります。

今おっしゃったように、そういうつらい気持ちを打ち明けることができるチャンネルをたくさん持って、安心して駆け込み寺的に相談できることもできた。これは、例えばスクールカウンセラーに徳島県が力入れておると。私もこれはどんどん配置すべきだということを申し上げてきました。これは先に知っておきたいんですけど、文科省もふやしていく方向ですね。町村の議会でも、いわゆる中核になる、例えば中学校に置くだけじ

やなくて、小学校にも常駐できるような配置をしてほしいという要望も出ています。今後、このスクールカウンセラーの強化ですが、どのように進めていかれるのか、まず、先にこれをお尋ねしておきます。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、スクールカウンセラーの配置についての御質問でございました。スクールカウンセラーは、平成 19 年度から本県では小中学校すべてに配置し、昨年度からは、高等学校にも要請に応じて派遣できる体制がようやく整ったところでございます。さらに、別事業を活用しながら、定時制課程にもスクールカウンセラーの配置が昨年度から行われることとなっております。

そういうことで、たくさんのスクールカウンセラーを配置しながら、さらに中身の充実ということを私どもは心がけて取り組んでいるところでございますが、配置している学校によりまして、学校の生徒さんの数、それから抱える実情の違い等々で差もございまして、配置時間を一律に考えるというのではなくて、そのニーズに合った配置の工夫を行いながら、より効果的に配置ができるように、そして、保護者や子供さん、またその学校の先生方の支援ができるような体制をとりたいと思っております。

扶川委員

とりあえずは人数、体制の整備ができているとのことなんですが、実情に応じて機敏に対応していただきたい。アンケートは御紹介しましたように、まず実態を家族が最初につかむことが多いようですが、これに対する学校の対応が機敏性を欠いたり、あるいは中途半端に終わると、今度はその保護者の怒りの矛先っていうのが学校のほうに向いてくるんです。これよくあります。学校が信用できない、先生が信用できないという訴えを私のところにもよく寄せられます。そうなってくると、それにスクールカウンセラーさんなんかは対応しているんですけど、あくまで子供さん及び家族の気持ちのケアを中心に考える対応ですから、そういうもつれを解きほぐす仕事までは期待できないんです。

私もこれまで小学校1校、中学校1校、高校1校の現場に行きまして、県教委の方も立ち会っていただいたこともあります。市教委の方、町教委の方、それから校長先生、当事者の親御さんとか生徒とかに立ち会って仲介役をさせていただいたことがあります。しかし、議員に相談して解決しようとする人はそう多くないと思うんです。それよりも別に何とか相談するところがないだろうかと、あちらこちらに皆が鵜の目、鷹の目で、困ったら相談に行きます。最近でも、児童相談所に行ったとか、デイケアセンターに行ったとか、いろんなところに行ったという話を聞きました。例えば、警察や法務局、人権擁護局にも行きました。警察のほうは、犯罪にならないようなことは相談でとめる。それ以上は介入しないです。

それから、法務局の人権擁護局。これは聞きましたけれども、数字を御紹介しますと平成 23 年度は 4,135 件の人権相談があったんですけど、そのうち 94 件、2.3%がいじめに関する相談だったそうです。平成 22 年度も 4,059 件のうち 102 件、2.5%がいじめに関する相談だったんです。確かに法務局の担当者も、相談に来られる方は学校帰りの中立的な第三者機関からの助言を望んでいることもあるということをおっしゃっていました。ただ、法務局は四千何十件という処理をしていて、そのうちの3%に満たない量ですから。学校に行き行って調査をして、場合によっては教育委員会なんかにも行って、そういうことをする仕事もできるんですが、

実績がほとんどないようです。忙し過ぎるのかなと思いますけど。法務局から説示を受けた事例が何件あるかっていうのは、教育委員会としては把握されてますか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいまの事例でございますが、小中学校の場合には法務局から市町村教育委員会に、そういう話が行く場合がございます。そこで解決されますので、県のほうまでは何件来たという数字は上がっておりません。

扶川委員

法務局のほうにも出せるかどうか件数をお尋ねしたんですが、恐らく余り多くないと思います。そこで、これは本会議でも達田議員さんに取り上げていただきましたが、今、全国的に注目されているのが、子供の権利を救済できるような、駆け込み寺的な役割を果たすような行政から独立した組織なんです。

これを教育委員会の中につくるのか、知事部局につくるのかということに対しては、これはいろんな方法があると思いますが、どちらにしても、一定の権限を与えて調査して、強制力はなくてもそれに答える義務を課して、それで、例えば弁護士さんであるとか、臨床心理士さんみたいな方がチームを組んで現場に入って、決して犯罪捜査とかそういうことではなくて、子供の人権を守ろうという観点から、関係者の間を調整して、円満に解決することを目指す。そういうものが必要なんだと私は思うんです。これは法務局の方にも一般論としてどう思いますかと聞いたら、そういう相談のチャンネル、解決に至るチャンネルは多いほどいいんじゃないかというようなことをおっしゃってました。

事前委員会の答弁でも学校政策課長さんから、国もそうした駆け込み寺的な機関の取り組みを促進するための概算要求をしておられるという話がありました。徳島県もぜひそういうものに取り組みまれたらと。きょうも可児市のことが報道されていましたが、例えば札幌とか川崎などのほうでは、子供の権利条約のもと、子供の権利条例をつくりました。それと連携をさせる形で、子供の権利を救済する機関として設置している。それも1つの方法ではないかと。当然、権限を与えるわけですから、条例も普通やと思います。そういう機関の設置、それと条例の検討ということをぜひ進めていただきたい。ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま、外部の専門家による第三者機関の設置ということの御質問でございました。先ほど、委員のお話の中にもございましたが、本県でも外部の専門家ということで、警察、それから法務局、そういう人たちがさまざまな相談ダイヤルを持ちながら、また人権相談のSOSミニレターというのも学校で配布しながら、そういう機関とつながっているケースもございます。本県の場合には、そういうことでやっているわけでございますが、私どもは、やはりいじめの問題が起こった場合には、まず第一義的には学校で教育委員会とともども、そのいじめられた側の立場に立ちながら、その問題の解決を図って、そして楽しい学校になるように努めていくというふうなことを第一と考えております。

保護者の方から、学校の対応に不満がある場合には、教育委員会に御連絡いただいて、そこで改めて対応させていただいていることもございます。それは、市町村の教育委員会も同様で対応させていただいてお

ります。そういう中で、本当に解決に至って、笑顔が戻ってというふうなことが一番望ましいわけでございますが、しかしながら専門家が持つ経験、それから専門的な知識の活用というのも大変大きな力がございまして、私どもも平成 23 年度に臨床心理士や社会福祉士、また警察OB等から成ります学校問題解決支援チームというのを編成いたしまして、取り組んでおります。

これにつきましては、他県に先駆けて平成 23 年度から本県で取り組んでいるわけございまして、徳島県におきましてはそういうふうな支援チームとか、それから既存の警察、法務局、そういうシステムを使いながら、また学校、教育委員会が、第一義的に専門的に前面に立った解決をするということで取り組んでいっておりますので、今後とも、そういういじめを初めとする問題行動については、そういうシステムを活用しながらしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

扶川委員

そうしたら、今おっしゃった2つの仕組みで対応したケースの数は、それぞれのくらいありますか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

先ほどのお話の中で、法務局のほうは、私どもにも直接そういうのは来ないので、新聞報道によりますと、いじめ相談の受理件数は 20 件であったとされていたかと思います。

それから、学校問題解決支援チームにつきましては、昨年度 35 回の派遣がございましたが、うち、いじめに関するものとしては、同級生とのトラブルに加えて、その場合、母親との関係改善を要したということで 1 件対応させていただいているところでございます。

扶川委員

数字がすべてではありませんけど。決して多くないです。両方合わせても 21 件。チームのほうは 1 件だけですけれども。だから、学校の中、あるいは教育委員会の中、あるいはその指揮監督のもとで動くチームというのは、やっぱり学校の目線に立ってどう問題を解決するのか。それはそれで大事なことで、やっていただいたらいいです。先進的に取り組んでいただいているのがわかるのでいいと思うんですけど、それは 1 つのチャンネルです。親御さん、子供さんが、学校とか教育委員会に、先ほど申し上げたように一定の距離を持ってしまった場合が大変なんです。現実にはそういうのが私のところに来るわけです。私のところに来て、私は一生懸命に対応しますが、しよせん素人ですから。本来であればきちんとした救済機関の後に、現場に入って仲裁する、問題解決するという仕組みがあっていいんじゃないかと。そこがちょっと発想が違うと思うんです。この議論をしていくと時間が幾らあっても足りないんですが、ぜひ検討していただきたいです。これはもう一回、保健福祉部のほうでも議論できるかわかりませんが、要望しておきたいと思います。

川崎市や札幌市の取り組みというのは、子供の人権をいかに守るか。子供の権利条約という国際的にもつくられている大きな枠組み、理想のもとで、しっかりした条例をつくって、しっかりした組織をつくる。これは全国に胸を張れるものだと思います。そういうトップクラスの取り組みをオンリーワンの徳島でもやっていただいたらどうかという提案です。ぜひ前向きにとらえていただきたいと思います。

時間がありませんのでもう一点ですが、前々から要望している教育支援のことでちょっとお願いしときたい

と思います。貧困の問題というのも、いじめ問題の背景にはあります。もちろん低学力もいじめ問題の背景にあります。私も中央高校の発表会にちょっと行かせていただきました。去年の文集も読ませていただきました。去年の文集を見ると、やっぱりいじめられたという体験が語られているんです。その中には、いじめの原因が家庭の貧困から来ていたという子供さんの発表もありました。

例えば、今、生活保護基準でいいますと、徳島市内で6人家族などは、アパートなどの借家を借りると3万8,000円の家賃までのところがあります。板野郡ですと3万6,000円です。この家賃で借りれるなんてのは、3DKなんてのはほぼ無理です。2DKが精いっぱいです。私も実際にある相談を受けた家庭で、小学生から高校生まで子供4人とお母さんの5人の母子家庭で、2DKに住んでいるんです。思春期の男の子が、1つの部屋に閉じ込められているんです。あと3人の家族は、1つの部屋の6畳間の中に寝ています。1番上は高校3年生でしたけど。これでしっかりした自宅学習ができるわけがないんです。教育環境が物すごく劣悪な状況に置かれている。それを徳島県が放置しているのは問題ですから、これは当然、転居指導すべきだということを言って、3DKに転居していただきました。貧困家庭はそうなんです。せめて家の外でしっかりフォローしてくれる仕組みがあればいいんですけども、残念ながらそういう家庭は、塾に行くお金もないわけです。それが子供のいじめの原因になっていくわけです。

こういう状況で、国のほうも貧困の連鎖を食い止めなければいけないということで、埼玉県や高知市で子供の教育支援の取り組みというのを始めています。国が10分の10を出してくれるいい仕組みなんです。そして教育委員会、あるいは福祉部局、両方が連携して、生活保護受給家庭の子供さんを中心に、時間外で無償のボランティアによる教員OBや学生のボランティアを使った教育支援をやっているんです。ぜひ、埼玉県では県自身がやってますし、高知市では市がやっておるんですけども、徳島県内でも前向きに取り組んでいただきたい。県自身に一番やっていただきたいんですが、それが無理でも、市町村でしっかりやるようにはつぱをかけていただくということをお願いしたいんですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

藤井学力向上推進室長

今、扶川委員さんのほうから、貧困の連鎖を断つための学習支援が必要ではないかという御質問でございました。私どもも、それは非常に重要なことととらえております。そこで、現在、関係部局や関係機関等と連携を図りながら検討を進めているところでございます。その検討を進めている中で、パーソナル・サポート・センターとくしまというところが、今年度末までの事業ではございますけれども、学習支援教室ということで、高卒認定試験の勉強をしたいと思っている人とか、通信制高校のレポート作成に困っている人、1人ではなかなか勉強が手につかない人など、中学生も含めて、こういう子供たちにサポートしようという取り組みがあることがわかりました。このような取り組みをいろいろ周知しながら、子供たちが自立していけるような道筋に向かって、市町村教育委員会とか関係部局等と取り組んでいきたいと考えております。

扶川委員

労働福祉会館にあるパーソナル・サポート・センターとくしまに、私も生活保護の受給、自立を目指す取り組みで、若い人の支援ということで私自身も御紹介させていただいたことがあります。おつき合いさせていただいておりますけども、ここ1カ所では、埼玉県では県下5カ所にありますけども、やっぱり県下のどこにおつ

でも、そういうサポートが受けられるような、子供が通って来れる範囲内でないとだめです。ぜひ前向きに進めていただきたい。改めてお願いをしときたいと思います。

あと、時間がないので、学校のクーラーについて、直接の要望があることだけ聞いときます。また次回、改めて環境対策特別委員会で聞きます。県立学校は、小中学校と違ってPTAとか父兄の負担で設置したり、維持管理費を払ったりしています。それで、特に徳島中央高校みたいな定時制の学校は、いろんな事情を抱えている生徒さんも多くて、そういう形でのクーラーの設置っていうのはなかなか困難です。今、教室にはクーラーが十分ついてないようですので、現場から、ぜひつけてほしいという声が上がっています。これは、ほかの高校との均衡もありますし、特別な事情もありますので、前向きに取り組んでいただきたいんですが、いかがですか。

藤林施設整備課長

ただいま扶川委員から、徳島中央高校における空調設備について、県費で設置すべきと、積極的に取り組むべきではないかという御質問でございます。県立学校の空調設備につきましては、対象となる教室が多いものですから、設置費、電気代を含む維持管理費等が多額に上ることなどから、一律に県費による整備が困難な状況が続いております。こうした中、県教育委員会におきましては、教育上特別な支援を必要とする生徒等に対して、障害の状況や特性等を踏まえつつ、適切な指導や支援を行う必要のある特別支援学校や空調が必要な保健室、コンピューター室等については、優先度を考慮しまして県費による整備を図ってきたところでございます。また、大半の全日制高校におきましては、保護者等の皆様から人的、物的な御支援をいただき、いわゆる民間活力の導入によりまして、空調設備の整備が図られているところでございます。

委員からお話がありました徳島中央高校は、県内唯一の中間定時制と通信制課程を有していることから、平成 22 年度に学習環境の改善が急がれるということで、一部の教室に県費により空調設備を導入したところでございます。今後、空調設備の増設につきましては、他の定時制高校とのバランス等も考慮しつつ、教室の利用状況等について学校とも十分よく協議しながら、学校環境の整備に向けて検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

バランスを考えて取り組むのはいいですけど、低いほうに合わせずに高いほうに合わせさせていただきたい。そういう姿勢で改めてお願いしときたいと思います。

それではあと、防災教育についてもちょっとお尋ねしますが、県下の学校で防災教育をどのようにやられているのでしょうかということで、資料提供をお願いして、いただいた資料を見ますと、地域とつなぐ防災教育ってのを県教委が発行されたのは、去年の3月なんです。平成 23 年3月。これは津波の前からつくられていたものだと思うんですが、やっぱり中身を見ると、平成 18 年につくられたいろんなマニュアル的なものを書いてありますが、これもそうですけども、今回の津波や被災に対応した中身は反映されてないです。もちろん新しい視点も反映されてないです。学校でどのくらい防災教育のカリキュラムが組まれているかというのも、お尋ねしてもすぐにはわからないんですけれども、改めて抜本的に、防災教育の強化をしなければいけない。こういう冊子を新しく出し直すとか、DVDみたいな教材を活用するとか、それから、根本的な学習指導

要領に基づく見直しがされていくと思いますが、今後の取り組みの方向性とか、決まっていることがあったら教えていただきたい。

池淵防災・健康教育幹

今、委員のほうから御質問がありました今後の防災教育ということですが、防災教育指導資料を以前から作成しておりましたが、昨年、ことしと、新しい学習指導要領が実施されるに当たりまして、今年度、各教科等も見直しまして、新しい防災教育指導資料に改訂していきたいと考えております。

扶川委員

これは、つくった途端に古くなっちゃったですね。残念ですけども。不思議なものです。津波の体験がないとこうなっちゃうんですね。どっちも地震中心です。津波のつの字も出てこないような感じになってます。だから、抜本的にやり直しをする必要があると思います。これはまた今後、積極的に進めていただきたい。

それに関連して1つだけ。学校にPCBが含まれているコンデンサとかトランスとか、そういうものが保管されてます。これが東日本大震災で、流出したものがかなりあるんです。そういうことを踏まえて、学校施設にあるPCBの含まれたコンデンサとかトランスとかを津波が来ないところに移して保管しておくべきではないか。その辺の対策は、すぐにでもとれるんじゃないかと思っておるんです。ところが、なかなか動かすこと自体が大変なんだという問題があるようです。しかし、これはすぐに取り組んでいただきたいんですが、どんなふうにお考えなのか、それから今、現状どうなっているのか、個数とか教えてください。

藤林施設整備課長

ただいま、PCBの保管について、津波のない学校に移すべきではないか、また、その処理の状況についての御質問でございます。施設用の蛍光灯などのPCBの使用安定器につきましては、昭和47年に製造が中止されまして、既に県立学校施設においては、PCB使用機器等がすべて撤去、または交換によりまして安全対策を完了しております。取り外したPCBの処分につきましては、トランス等に含まれる高濃度のPCBや安定器等に含まれるPCBにつきましては、平成26年度末までに北九州に処分場ができておりますが、この処分場において処分することとなっております。これらのPCBにつきましては、処分されるまでの当分の間は、各学校施設の管理者において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、厳重に保管、管理しております。沿岸部の高等学校に保管しておりますPCBの安定器等につきましては、来年度にすべて処分する計画としております。その他の地域につきましては再来年度に処分する計画としておりますので、平成26年度末までにはPCBの適正な処分を完了したいと考えております。

扶川委員

数字をいただいたんですが、確かにおっしゃるような計画です。現状で、幼稚園、小学校、中学校でトランスが8台、コンデンサが688台とか、18の施設が持つて。県立学校で28カ所でした。トランス3台、コンデンサ3,358台、安定器1万1,356器が保管されていると。来年まで待つ必要がどこにあるのかと。勝手に動かせないでしょうけど、いつ津波来るのかわからないです。明らかに浸水する可能性があるかとわかってい

ところに、漫然と置いておくなんてのはおかしいです。どう考えても。津波が来ないところにせめて避けておくとか、何か緊急の対策をとっていただきたいです。これはもう一回御答弁いただけますか。

もう時間ないので、あと意見だけ言わしていただいておりますが、不祥事のことで要望だけしておきますが、教育委員会に所属されていた職員さんの不祥事があって、処分を受けましたけれども、出勤簿を見せていただいたら、ずっと出勤との判を押してあったり、出張との判を押してあったりするんですけど、不自然だという指摘があるんです。そういうことをおっしゃる方がいたので、私もどこが不自然なのと聞きましたら、休日なんかに出勤、出張しているのに、代休をとっていないではないかと。年休を全然とらずに、全部働いているように判を押しているでないかと。これは不自然でないかみたいな指摘がありました。変なことが行われているということで私が思っているわけではないんですけど、そういう指摘がある以上、やはり教育委員会の職員さんの出勤簿をきちんともう一回点検して、その方だけが問題なのかどうか。ほかの方は全然問題なかったのか。一応、確認していただきたい。そういう指摘がありますので、これは要望しておきたいと思えますから、この2点の御答弁いただいて終わります。

藤林施設整備課長

ただいま、PCBの安定器等につきまして、沿岸部にあるPCBをどこに集めて、危険のないような対策をとったかどうかという御質問でございますが、PCBの処理をしているところが北九州市にございますけれども、その処理施設の処理能力等もありまして、それで計画的に処分する計画を立てまして、今年度、城南高校ほか3校、それから来年度、沿岸部の高等学校ですが、徳島商業高校ほか11校を処分する計画としておりまして、そういったものを動かすにつきましても、専門の業者さんに委託することもございまして、今後、危険性も考慮しまして、適正に処分ができるよう考えてまいりたいと思います。

松山教職員課長

平成20年度の教職員課の出勤簿の件で御質問いただきましたけれども、出勤簿の写しにつきまして、以前に個人に公文書公開したところでございます。その写しのことだと思いますけれども、出勤簿につきましては、休暇のところと申しますのは、例えば、年休、病休、それから看護休暇、生理休暇等々がございまして、その休暇の種別が特定されることについては、公文書公開条例の関係で非公開扱いということで黒く塗らせていただいております。黒塗りの箇所はすべて休暇でございまして、実際のところ、公文書公開請求で交付いたしました出勤簿の11名の職員につきましては、例えば、4月は1日、6月は3日、7月は8日、8月に至りましては夏休も含めて26日、1日単位の休暇をきちんととっております。それから、振りかえ休暇につきましては、これは必ず振りかえ休暇をとらなければならないという形で、自動的に振りかえをするわけではございませんで、職員の申し出によって振りかえができるという形で対応しておりまして、他の職員につきましても、適切にそのあたりは振りかえができていますと思いますけれども、この当該事案に関する2人の職員については、振りかえしておりません。

臼木委員

扶川委員の質問にちょっと関連するんですが、いじめ問題について深くお伺いいたします。文部科学省を

退任した平野大臣も記者会見されておりますように、私は、教育委員会が把握する以上に、各学校でいじめがもっとあるんじゃないかと思っております。文部科学大臣も重大なケースについては、教員から国に速やかに報告することとか、いろいろ厳しい内容のことも言われておりますし、実態に向けた取り組みを評価するために、学校にさらなるいじめ発見の努力を求め、各地に専門家の支援チームを配置もするなども述べられております。そういったことで、県教委においては、他県の大津市の中学2年生の自殺問題もありましたが、いじめは決して許されるものではなく、大津市の県の出来事であるが、いじめによりとうとい生命が失われるという痛ましい事案も発生している。いじめは教師に隠れて行えるものであり、場所も学校だけで起こるとは限らない。そうしたいじめに対処するには、子供たちを取り巻く社会全体でいじめを早期に発見し、エスカレートしないうちに解決を図ることこそ大切だと私は考えております。

最近では大型量販店やコンビニエンスストアが増加し、その店舗周辺が児童、生徒のたまり場となったり、いじめを初めとする問題行動などにつながっている事例がたくさんあるように見られております。県教委では、コンビニ等の連携によるいじめの対策を打ち出しており、ほかの県がそれを見習おうとする動きもあるように教育新聞などでは報道されておりますが、具体的に県教委としてどのように取り組まれるのか。取り組み内容について御報告をお願いします。

秋山いじめ問題等対策企画幹

ただいま臼木委員から、コンビニ等との連携による見守り活動についての御質問をいただきました。ただいま委員がおっしゃいましたとおり、本当にいじめによりとうとい命が失われるということは決してあってはならず、いじめ問題については、その解決に向けて全力で取り組まなければならない重要な課題と考えております。中学2年生の生徒さんの親御さんの気持ちを察すると、本当に胸が痛む思いでございます。

今回、県教育委員会では、この議会にいじめをなくす心と命の絆育成事業というのを提出させていただいております。その中で、大型量販店及びコンビニエンスストアとの連携による児童、生徒の見守り活動の推進ということも入れさせていただいております。大型量販店とかコンビニエンスストアは、休日や放課後に児童、生徒がたくさん利用したり、また、通学路に面した店舗も多いところから、連携協定を締結し、いじめ防止のポスターを店内に貼っていただくとか、また、その店員さんがいじめを見つけた場合に、教育委員会や警察などに連絡してもらうというふうなことで、いじめの早期発見、また未然防止に協力をいただくという取り組みでございます。

先ほど、臼木委員のお話にもございましたように、いじめは学校だけでは十分に把握しきれないケースがたくさんあると思っております。私どもも、そういう危機感を持って取り組んでいるところでございます。教育委員会と学校という従来の縦の関係に加えて、コンビニエンスストアとの連携という県内広い範囲をカバーできる斜めの関係を構築することで、児童、生徒の見守り活動を一層推進していきたいという考えでございます。

本県のこの取り組みにつきましては、先ほどの新聞報道などによりまして、岡山県を初め、他県からも問い合わせをいただいております。全国初の試みとして注目されておりますので、私どもといたしましては、今後とも、危機感を持っていじめの根絶に向けて、未然防止、早期発見に努めてまいりたいと考えております。

臼木委員

すばらしいことだろうと思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。コンビニエンスストアはコンスタントにありますから、いじめ根絶に向けた取り組みですばらしいことだと思いますが、お願いをコンビニエンスストアにしてというのは少し難儀かと思いますが、やはり私は、前回は述べさせていただいたんですが、コンビニエンスストアは、児童たちによくない本も展示されているんです。県教委が力を入れていただいて、大半のコンビニエンスストアを回ってみますと、カバーをしたり、いろいろ苦勞してよくなっとったんですが、一部のコンビニエンスストアで本当に目を覆うような児童たちによくない本も並べられとんです。それもお願いをして、そこら辺いろいろとこういうようなものも話してもらっていろいろする。言いにくいと思いますが、それも含めて取り組んでいただきたいと思います。早くこれを進めていただきたいと思います。

差別問題について、私は若いときから取り組んでまいりました。今、井上生涯学習政策課長さんともドイツ反差別研修に、私のような者が団長をさせていただいて、海外にまで出かけて行ったり、いろいろ反差別の問題にも取り組んできたんですが、私は未だにツイッターやトイレとかいろいろと、特に結婚問題となると調べなくてもいい調査がされているやに思えてなんのんです。県教委としてコメントできる範囲でお願いいたします。まだ、差別は残っと思うんですけど。

高田人権教育課長

最近の差別事象についてでございますが、確かに県内にもいろいろ発生しております。特に、本課に報告があるのが差別落書き、またインターネットの掲示板における差別事象あたりの報告をいただいております。ただ、今年度におきましては、今のところ事件ではございませんが、その中には、やはり同和問題に関する事象も含まれる傾向はございます。

臼木委員

本当に、私は山から出とるので私なりに思うんですが、差別は本当に大きないじめなんです。いわれのない差別をして、学校現場でも公にならなくてもあるんだらうと思うんですが、根絶に向けて徹底した取り組みを強く要望して終わります。

藤田元治委員

先般、事前委員会で報告、また資料を配付していただいたんですけど、教育振興計画の主要施策における平成 24 年度の点検・評価ということが行われたということで、そのことについてお伺いしたいんですけど。まず、109 の主要施策があるわけですけど、その進行状況というか、目標数値等々に達成している状況というのはどのようになっているのでしょうか。

東端教育総務課長

去る9月の事前委員会に御報告させていただきました教育委員会の点検・評価についての御質問でございます。点検・評価について、本県におきましては、平成 20 年度から 24 年度の5年間を計画期間といたしております教育振興計画の中の体系ごとに具体的な目標事業を定めまして、その事業の進捗状況を毎年点検いたしておるところでございます。今回は、平成 23 年度の事業実施状況について点検、評価した結果

を御報告させていただいたところでございます。それによりますと、重点事業として 109 項目ございますが、取り組み目標を達成したもの、あるいは、おおむね順調であったものが 109 項目中 100 事業ということで、約 92%に当たります 100 事業がおおむね順調に推移していると評価をいたしております。

なお、この点検評価につきましては、5人の外部委員さんからなります点検評価委員会におきまして、去る 8月に点検、評価をしていただきまして、御意見も賜り、そしてまた、県議会にも御報告をさせていただいたところでございます。

藤田元治委員

100 事業がほぼ達成できている、順調に推移しているということなんですけども、では、達成状況の悪い 9 事業については、どのような事業があるのでしょうか。

東端教育総務課長

先ほども申し上げましたけれども、教育振興計画に基づく体系で各事業を 109 項目立てておりますが、そのうち取り組みに努力を要するものというのが 9 事業ございます。例えて申し上げますと、学校支援地域本部というのがございます。これの設置目標を挙げておりますが、学校支援地域本部を各地域に設けるという事業が、平成 22 年度をもちまして、国の委託事業が終了ということも要因としてありまして目標が達成できてないという状況でございますけれども、この国の補助事業にかわりまして、県といたしましては、平成 23 年度から県単独で学校サポーターズクラブという認証制度を創設いたしまして、学校支援地域本部にかわりまして、学校をサポートするサポーターズクラブという制度を創設をして、そちらのほうの普及に努めるということに対応しているところでございます。

もう一点挙げさせていただきます。家庭や図書館で 1 日 10 分以上本を読む児童、生徒の割合につきましても、目標が達成できていないという状況でございますけれども、児童や生徒の読書習慣の確立というのが課題となっております。読書の生活化プロジェクトの推進をより一層進めまして、児童、生徒の読書の習慣の推進に努めてまいりたいと考えております。

そのほか、合わせて 9 項目が今達成ができていない状況でございますけれども、それぞれ達成に向けて鋭意努力をいたしたいと思っております。

藤田元治委員

9 項目で達成できなかった要因とか改善策というのは、もう既に立てられているということでよろしいでしょうか。

東端教育総務課長

先ほども申し上げました平成 23 年度の事業実施の状況について、点検、評価をしたという状況でございます。そして、平成 23 年度の点検・評価を踏まえて、平成 24 年度については、計画を立ててそれぞれの目標達成に向けて努力しているということで、御理解をいただきたいと思います。

藤田元治委員

ほとんど九十数%が達成できているということで、おおむねというか、でもこの教育振興計画の主要施策でするので、ほとんど100%達成するというのが実は当たり前だと思うんですけど、各事業ごとの管理というのは、どういうふうな管理をしとるんですか。

東端教育総務課長

点検・評価の管理という御質問でございます。先ほども申し上げましたが、本県におきましては、平成20年度から実施しております徳島県教育振興計画をもとに、6つの基本方針を挙げて、そのもとに個々の重要事業を現在は109項目挙げているところでございます。

それにつきまして、1年間、各担当部局、教育委員会挙げまして、その目標実施に向けて努力をした結果を翌年度、その結果の評価をみずからさせていただいて、また、外部の委員さんからなる点検評価委員会にその結果をお示し申し上げて、御意見もいただき、また、その結果、議会に御報告、あるいはホームページをもって県民の皆様へ御報告するというような形で御意見もいただきながら管理している。年に1度そういうチェックをして、翌年度の事業に生かすということでございます。

藤田元治委員

年に1度の管理、点検評価ということなんですけど、多分、総合計画なんかもそうだと思うんですけど、1年間を通してPDCAサイクルを回すというと、各事業ごとでもっとサイクルの小さいPDCAサイクル、中間的な評価云々ということが非常に重要になってくるんでないかなと思うんですけど、そこら辺はどう思いますか。

東端教育総務課長

今、点検・評価について、中間的な評価が必要でないかという御意見でございます。現状を今申し上げましたけれども、大きな形で教育振興計画を中心とする重点項目についての評価を年に1度行っているところでございますけれども、各担当、事務を担当する各課におきましては、年に1度の評価というのではなくて、やはり不断のチェック、あるいは検証していく、あるいは進行管理を年度途中でもしていくというようなことも現実には行っているところでございますし、また、そういうことは必要だと思います。1年度を終了して、初めてその結果を振り返るということではなく、委員の御指摘のとおり、年度途中でもそれぞれが振り返りチェックするということは大事であろうというふうに思っております。

ただ、それが制度として、中間点検というようなことになるかどうかにつきましては、点検のための事務作業もかなりの量がございますので、それについては検討課題とさせていただきたいと思っております。

藤田元治委員

中間報告とかは別に必要ないと思うんです。やはり各課、各事業ごとに対するPDCAサイクルというのは頻繁に回していったって、よりよい事業を。そういう管理システムというものが需要ではないかと思うんですけど

も、ぜひそれはやっていただきたいなという思いです。

それと、ここに評価ということで書かれているんですけど、各事業の総合的な評価を記載されていると思うんですけど、評価の基準というか、最後に評価されて、こういう総合評価になっていると思うんですけども、また、一般的に事業の妥当性でありますとか、ふとした成果が得られたかというような有効性でありますとか、効率的に執行できたというような効率性、大体このような3点から、そしてその総合評価になっていくと思うんですけど、この総合評価と同時にその細部の評価と実際に達成できたというこの数値目標、単に数値目標だけにとらわれたのでは中身がなくなってくるような気がするんですけど、この総合評価というのは、そういうふうな評価になっているのでしょうか。

東端教育総務課長

ただいまは、単なる数値目標に対する評価ということだけではないかというような御質問かと思います。確かに 109 項目については、具体的な数値目標を主に挙げさせていただいて、その推進ということの評価することになってございます。評価をする際に、やはり客観的な数値でもって目標を立て、それが客観的な数値としてどうなったかというのが、一番わかりやすいところであろうかということで、個々の数値目標を 109 項目挙げさせていただいておるということでございます。

お尋ねは、その客観的な数値だけにとどまるのではなくて、総合的な意味での評価をすべきではないかというお尋ねかと思います。確かにその点もあろうかと思います。今、議会に御提出させていただいた評価書では、若干趣旨と異なるかもしれませんが、先ほど申し上げた6つの基本目標ごとに主な取り組み状況とか、あるいは評価、今後の主な取り組みと方向性というような項目を設けまして、個々の項目で数値目標とは別の観点で、今後の取り組み状況、あるいは評価というようなものを文章で示させていただいた部分もございます。単に数値目標だけにこだわるというのではなくて、もっと総合的な意味で妥当性とか有効性とか効率性といった点を評価すべきでないかという御意見も賜りましたので、そういうものを今後の評価の際に踏まえさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

藤田元治委員

ぜひ評価の部分で、しているとは思いますが、もっと有効性であるとか妥当性であるとか効率性というような部分も考慮して、中身の充実した事業展開をしていただきたいなと思います。今回の教育委員会の平成 23 年度の点検・評価は、今年度が今期の最終年度ですね。あと若干残っておりますが。新しい教育振興計画も計画しているということになっているんですね。今期の教育振興計画に対して、教育長の総括というものがもしあればお願いします。

佐野教育長

藤田委員のほうから、現在の教育振興計画は平成 20 年度の 10 月に策定しまして、本年度が最終年度でございますけれども、この総括については、ことしの点検、評価というものが、来年度になろうかと思っております。今、新たな教育振興計画を策定中でございまして、御指摘いただいたような部分も含めまして、新たな計画をつくっているところでございますけれども、これまでの振興計画の実施状況につきましては、すべての

項目について満足ということではございませんし、しかしながら、教育というもののの中に短期的、中期的、長期的な視点というのは欠かせないというふうに思っておりまして、短期的な視点では頑張ったんではないかなと。先生方も教育委員会の事務局も頑張ったんでないかというふうに思っておりますけれども、中長期的な面で、例えば、東日本大震災のことでありますとか、リーマンショックに代表されるような経済危機、そして世界の混沌とした状況の中で新たな課題が生まれてきたというふうには認識をしております。

そういった意味で、今年度最終年度ではございますけれども、来年またここで、こういう形で今、御指摘いただいたような妥当性、効率性、それから有効性も含めまして、こういうふうな評価について、改めて御報告できるんじゃないかというふうに思っております。現時点の総括としましては、進行中ではございますけれども、短期的には非常に積極的に取り組んだというふうには自負しておりますが、もちろん、それだけでは足りないというふうには考えておりますので、今、御指摘いただいたことも含めまして、次の計画につながるように今年度、最終年度精いっぱい頑張ってまいりたいと思っています。

藤田元治委員

教育長からの総括ということで、いろいろな自然環境とか世界状況が非常に変化していると。総括と同時に、新しく作成されます教育振興計画において、現時点で結構ですから、今の自然環境とか社会状況、経済状況とかいろんなものが変化していく中で、新たに徳島県の教育振興計画に加えなければならないもの、現時点で結構ですから、どのようなものがあるのか、もしあれば教えていただきたい。

割石教育戦略課長

現在、策定しております新しい教育振興計画について、どのような項目を盛り込んでいくのかという御質問でございます。先ほど、教育長のほうから御説明申し上げましたとおり、現在、平成25年度から5年間で推進する新しい教育振興計画の策定作業を進めております。現在、教育振興審議会へ諮問いたしまして、審議を進めていただいている状況でございます。計画は、今年度中を目標に策定を進めておりますけれども、現在、教育振興審議会のほうで、一昨日3回目の審議会を終了して、現在、まだ素案を策定する段階でございまして、いずれその素案ができまして、パブリックコメントを実施する前には改めて議会のほうにも状況の説明はさせていただきたいと考えております。

現在、どういう項目かというお話なんですけれども、この振興計画は教育に関わる総合計画ですので、すべての項目について非常に重要な課題というふうに認識しております。それで、先ほど教育長のほうからお話がございましたとおり、現在の計画が平成20年に策定されてから、その後、経済危機とか、震災とか非常に大きな出来事が起こっておりまして、そういった非常に大きな社会状況の変化に合わせて、本県の生徒、児童がたくましく育っていく方策としてどういうことが必要かということで、そういったことを中心に検討しております。現時点では、どの項目が重要であるとか、そういった言い方は非常に難しいので、そういった社会状況に合わせた形で、新たな取り組みを検討している状況ですとの御報告で御了解いただけたらと思います。

藤田元治委員

作成のスケジュールとかはわかったんですけど、教育長の思いをお聞かせください。

佐野教育長

新しい教育振興計画の思いということでございますけれども、本県の置かれている状況、それから日本の置かれている状況というのは、非常に厳しいところもありまして、そういった中で、本県の子供たちが夢と希望を持って、郷土に誇りを持って、そしてみずから生き抜いていけるような教育振興計画、そして子供たちを学校はもちろん社会全体で支えていき、そして次代を担う子供たちが、居場所があり、そして郷土に誇りを持てるようなものにつくり上げていきたいし、自分自身で判断できて、そして他者に思いを馳せ、そして他者と協働しながら新しい価値を創造できるような教育振興計画になればと思っております。

藤田元治委員

ありがとうございます。ぜひ、今、社会問題化しているいじめ問題。この補正予算に入っとったかな。グローバル化の重大さについてとか、もちろん新たなというか、さらに充実していかなければならない課題だと思いますので、ぜひとも次の年の教育振興計画等々には関連していただいて、その管理手法というのも各事業に基づいて認識していただくとか、しっかりと判断していただくと同時に、これを徳島ならではの教育の振興に生かしていただくことをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

大西委員長

それでは午食のため休憩いたします。(11 時 47 分)

大西委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13 時 04 分)

質疑を続けます。

岡田委員

午前の話の関連ということで手を挙げさせてもらったんですけど、徳島の教育振興計画を今から策定ということで、今年度にでき上がるというお話で、新しい5年に向けての教育振興計画ということで、いろいろ方針とか教育長さんの思いというのを話されていたんですけど、徳島県の子供たちの学力向上、体力向上という言葉が先ほどの答弁の中に1つも入ってなかったように思います。

当然、基本的なことなんですけれども、まずは子供たちがどんな場面で活躍するにしても、日本語の読み書き、そしてまた計算する能力という基礎学力という部分において、非常にその能力が問われる時代がやってきておりますので、特に子供たちの基礎学力向上という部分については、今以上に取り組めるような教育振興計画にしていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

割石教育戦略課長

ただいま岡田委員のほうから、現在、策定作業を進めております教育振興計画について、学力向上等の御質問をいただいております。当然、教育にかかわる総合的な計画ということで、学力の向上であるとか、先ほど申された体力の問題であるとか、そういった項目は非常に重要な項目と考えておりまして、今の素案の策定段階でも検討項目として当然入っておりますので、よろしくお願いします。

岡田委員

ぜひ取り組んでいただいて、徳島の子供たちがますます活発化できることを期待しておりますし、徳島らしい子供たちができるような教育振興計画にぜひしてもらいたいと思います。

引き続きまして、事前委員会のほうで若干聞いておりましたグローバル人材育成ということで、いろんな留学の助成金として、国の助成はありますという話だったんですけども、徳島の子供たちに対して国だけの助成でというのもちょっと引かかるし、金額的に聞いても1人当たり40万円ということなので、それも1年間行く子供たちに対しての40万円の支援というのが妥当かどうかという部分も若干疑問に思う部分がありますので、徳島県としての取り組みといいますか、徳島の県としての支えというか、支援政策、制度ということはあるんでしょうか。

藤井学力向上推進室長

岡田委員さんから、留学等のグローバル人材育成に向けての取り組みを国だけではなくて、県の取り組みというのはいかがなということでございますが、今後、県といたしましては、グローバル人材育成のために、リーディングスクールを構築するために、人的とか財政的な支援を行い、語学研修といった側面からだけでなく、日常の授業における英語教育の改善、それから教員の指導力の向上、我が国の歴史、文化の理解を前提とした国際理解教育の推進など、本県のグローバル人材の取り組みを牽引する学校を育成するためにも、そういう支援をしてまいりたいと考えております。

岡田委員

では、まだ具体的にどうするという案はないんでしょうか。

前田学校政策課長

今、藤井室長のほうから御答弁させていただきましたけれども、グローバル人材のためのリーディングスクールということで、とりわけ本県の中でも、こういうグローバル人材の育成に向けて、先進的な学校になっていただくような支援については、これから具体的な中身について考えていきたいと思っておりますので、

岡田委員

昨今、若い方たちの就職困難の話が出ております。先ほども教育長のリーマンショックの話も出ておりまし

たが、日本の経済の話をするにしても世界の動向を見なければいけないし、その中にあって、徳島の子供たちが将来仕事について、たちまちは県内で就職するに当たっても、今、要望させてもらった基礎学力という部分、やはり学力が必要になってくるといいますか、競争になれば何を基準にするのかといったら、それぞれの資質もありますけれども、判断する基準としての1つの方法として、ペーパーテストというものを取り入れていかれる傾向にありますし、最近、聞いておりますと、各企業さんのほうにしたって、就職のときには学力を重視するような傾向になってきているようです。

その中にあって、グローバルな世界の中で活躍してもらえる子供たちをつくるためにも、その子供たちの国際経験も当然なんですけれども、まずは、先ほど教育長もおっしゃってましたが、徳島らしい子供たちということで、郷土のことをよくわかる子供たち、そしてもう一つは、日本語がちゃんと話せる子供たち、世界に向かって日本の誇りを持って育っていける子供たちを。グローバルな視点に立てば立つほど、足元が見えてこない子供たちは世界では必要とされてきませんし、それぞれの国のアイデンティティーがない子供たちは世界で認められていかないという部分の教育も含めて、グローバル人材の育成の中のプログラムの中には、そういうふうな国の仕組みの中にのっとってあるような感じなんですけれども、ぜひ徳島は徳島のそういう視点に立った教育を続けていただくことによって、その積み重ねが世界に向けて活躍できる、英語がしゃべれる、フランス語がしゃべれる、スペイン語がしゃべれるという子供たちに育っていこうかと思いますので、ぜひその部分を忘れずに教育していただきたいと思います。

そして、経済的な支援というのは今、出ておりますが、ただ経済的な支援をしてもらったらいけるかというと、そうではなくて、やはり子供たちのそれぞれの資質の部分が問題となってきますし、厳しい学校現場ではなくて、厳しい社会の中で勝ち残っていける、生き抜いていける子供たちの育成のためにも、やはり学校現場の中での知識と教養を身につけてもらって、体力を身につけてもらうという取り組みをグローバル人材の育成という中にも取り組んでもらって、徳島らしさを生かしていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

前田学校政策課長

今、岡田委員から御指摘がありましたとおり、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティーをまずはぐくむということは、これは語学を学ばせるだけでなく、その前提となるようなものというように思っております。すごい大事なことだというふうに認識しております。

ただ、グローバル人材につきましては、先ほど少しお話がございましたけれども、企業の採用活動におきましても、例えば、県内の大塚グループにおいても、グローバルな事業展開を行うために、国籍による採用制限はないという規程もございますので、若干、日本全体の話と受けとめる側面もございますけれども、実はこの徳島県におきましても、子供たちが就職するに当たってはこれまでどおりの採用活動ではなくて、こういったグローバル人材の育成が、本県の教育界としても大変重要になってくると考えているところでございます。

岡田委員

ぜひ、その点でも徳島の子供たちが、このごろいろんな機会を留学支援ということでしてもらえる体制が、なかなかそれに選ばれるのはハードルが高いと思うのですけれども、そういうふうな仕組みができてきますので、子供たちがフルに活用してスキルアップし、また、世界で活躍できる徳島の子供たちをぜひ育てて

いってもらいたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、それに合わせてもう一つ、最近、尖閣諸島の問題であったり、北方領土の問題であったり、竹島の問題であったり、いろいろ日本の海域、領域に関する問題が出てきております。その中にあっては、自分が学校時代に何を歴史として習ったかという、古代歴史の話は物すごくよくわかっているし、メソポタミアであったりエジプトの文明であったり、そんなほかの国の話はよくわかっているんですけども、日本の戦後、第1次世界大戦から第2次世界大戦、太平洋戦争、ずっとその経緯というのをどこまで時間をかけて学んだのかということを振り返ってみますと、ほとんど、ここ読んどきなよというような形で、時間割りがそういうふうになっていたのかなというふうに思うんです。

その中にあって、今、言われているのは韓国、中国にあっての反日教育という部分の問題になってようかと思うんですけども、やはり日本の教育の中で、日本の歴史教育、近代教育、現代史教育というのはどのようにとり行われてきたのかというところが、今の日本の子供たち、私たちの世代、中間世代の人たちの歴史観のなさといいますか、危機感の甘さというところに非常に現れているのではないかと思います。今、現在、竹島問題であったり、尖閣の問題であったり、徳島の教育委員会ではどのように子供たちに教えていますか。

藤井学力向上推進室長

今、岡田委員さんから我が国の近現代史についての歴史教育、それから竹島等の領土の取り扱いについての御質問がございました。こちらを持ってまいりましたけれども、これが中学校の社会の歴史の教科書でございます。中学校でも高校でも、非常に近現代史の学習が重視されてきております。学習指導要領の内容で大きな6つの項目がございますけれども、まず、1つ目は歴史のとらえ方という導入、そしてあと古代、中世、近世、そして近代の日本と世界、それからもう一つが現代の日本と世界というふうに、2つの大きな項目で近代、現代というふうな学習をしておるということで、その学習を重視することによって、現代の社会についての理解が深まるようにと配慮したものであると考えております。

ページ数を見てもみしたら、近世までと近代、現代で大体4対3ぐらいで、中学校の場合は少し近世までのほうが多いんですけども、ほぼ半々ぐらい。それから高校の歴史の世界史Aで見ますと、こちらの場合だったら、近現代のほうが少し多いような取り扱いをされております。これに沿って、近現代史に重点化した学習をするということでございますけれども、それをなお子供たちがわかりやすい取り組みとなるために、具体的な事例を取り上げたり、それから思考や表現を重視した学習を進めたりするなどして、大きな展開をつかませるというふうな取り組みをしているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、この歴史の教科書だけでなく、例えば、徳島県独自の「歴史読本」のように、確かな事例とか、事実を取り上げたものとか、それから教科だけでなく、「私たちの道徳」という道徳の副読本にある私たちの郷土という中にも、鳴門の住吉丸の事件を「慟哭の海」という資料により、そういう歴史を取り上げるなどして、子供たちの身近なところから事例を取り上げて、正しい知識を学んでいくというような取り組みを進めております。

それから領土についての学習でございますけれども、これは小学校、中学校、高等学校というふうに発達段階に応じた学習をしております。小学校の5年生の社会科では、我が国の国土の様子、それから国土の環

境と国民生活との関連について理解できるようにし、環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようにするというようなことをごさいますて、それに伴って教科書で国境の位置を学んだりとか、それから地図帳で島の名前が記載されているのを学んだりとか、そういうところになっております。

中学校になりますと、地理的分野では領域の特色と変化について、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにするとか、あるいは公民的分野では、世界平和の実現については領土、領海、領空を含む国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるよう留意しております。これについて具体的に1つ教科書に記載されている内容を御紹介いたしますと、徳島県で一番多く採択されている歴史的分野の教科書ではこのように記載されております。現在、ロシア連邦により不法に占拠されている北方領土については、日本への返還を求める交渉が続けられているが、いまだに実現していない。また北方領土とともに、島根県の竹島や沖縄県の尖閣諸島も日本固有の領土である。日本海に位置する竹島については、韓国との間にその領有をめぐる主張に相違があり未解決の問題となっている。一方、東シナ海に位置する尖閣諸島については、中国が領有を主張している。中学校については、このような内容となっております。

高校につきましても、地理、歴史科、あるいは公民において、同じように取り扱いをされております。例えば、地理的分野でございますと、日本の位置と領域については、世界的視野から日本の位置をとらえるとともに、日本の領域をめぐる問題にも触れることというふうな扱いをしているところでございますて、国の基本的な考え方として、北方領土については領土問題が存在し、竹島、尖閣諸島については、解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しないという見解を示していることから、県教育委員会といたしましては、学習指導要領にのっとり教科書を使った適切な指導が行われ、児童、生徒が我が国の領土についてしっかり理解し、国土に対する愛情を育てられるよう、この国の見解を踏まえて、今後も学校に対する支援を続けてまいりたい。そして、高等学校についても、この義務教育での学習をもとに、同じく国際社会の一員として必要な自覚と資質を養うとともに、公民としての資質を養うよう取り組んでまいり、学校に指導してまいりたいと考えております。

岡田委員

ありがとうございます。現在においては、教育のあり方というか、授業の内容、歴史、地理、公民という部分で、社会科においての日本の領域、領土という部分の取り扱いということで、今、室長から教科書の例を挙げて教えていただいたんですけれども、ウエートが近代史、現代史のほうにふえてきているという話なんですけれども、授業数としても同じように、その教科書のウエートがふえても結局、授業をまずは古代から順番に授業の勉強としては習っていきますので、その中にあって、その最後の近代、現代というのは100%消化できる授業カリキュラムになっているのでしょうか。

藤井学力向上推進室長

今、教科書は多いけれども、それが果たして最後まで学習できるかということでございますけれども、これ

は各学校が教育課程を見まして、きちんと最後まで学習できるようにということでございますし、非常に、例えば、高校の場合でございますと、最初の世界史なんかでは、世界の各地のものが本当に導入のような様子で書かれた後も、詳しく近現代史について触れられるというように、本当に時間をかけて取り組めるような教科書となっております。

岡田委員

カリキュラムは消化できているということで解釈してよろしいでしょうか。

わかりました。改めて、今ここで質問させていただきましたのは、やはり日本、特に徳島の子供たち、日本の子供たちが今後、自分たちの置かれている現状を把握して、そして、歴史は伝えられなければ、絶対に次の時代には伝わっていかないものだと思いますし、文化にしても、伝統にしても、すべて継承されてこそ、それが次の世代に伝わっていくものだと私は考えております。であるからして、歴史はぜひ次の時代に伝えていかなければならない努力を怠っては、正しい歴史というのは伝わっていかないと思うし、私が思うのは、歴史は繰り返されるということをよく言われるんですけども、その歴史は、戦争の歴史とかのあんな悲惨なことがどうして繰り返されるのかと、自分でいつも考えていることがあるんですけども、やはりそれはその事実を伝えることを怠ってくると、それを知らない人たちがふえてくると、やはりその歴史ということの悲惨さであつたり、残酷さであつたりということを経験してない人たちによって、また新しい歴史として繰り返されていくのではないかと、非常に危惧しておるところがあります。

徳島の教育の中で伝えてもらいたいのは、徳島だってその一地方の中にありますが、徳島の空襲もありましたし、先般には無言の写真展がありました。それで今、現在、まだ元気に戦争体験を知っておられるおじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃいます。その方たちの生の声をぜひ子供たちに伝える努力ということを教育委員会のほうでもしてもらいたいと思います。それで、各地域によっては、おじいちゃん、おばあちゃんたちにいろいろ聞き取りに行つて、そのときどうでしたかというようなことを個々の市町村の単位、また小学校の社会科の授業の中でされていたり、中学校でのいろいろな総合学習の中でされている経緯はあると思うのですけれども、多分、県教委として、そのトータルとしての情報収集というのはできている状況ではないと思うんです。

やはり徳島県の実際の歴史、私はいろんな皆さんの思いという部分を正確にというか、経験したことを伝えてもらいたい。そのときに、本当に食べるものがなくて、鳴門だったらよく言われるのが、芋のつるを食べよつて、だからもう芋見たくないというような私の母親たちの世代の話もあるんですけども、私たちにしたら今、健康食品としてお芋が見直されてます。その時代背景によって、全然、物の価値が違うということを気づいてもらえる子供たちをぜひ育ててもらいたいと思うので、やはり歴史は体験者の方から生きた声として伝えてもらつて、それでそれを子供たちが吸収して、学習してもらつて、次の自分たちが築いていく未来につなげていってもらいたいと思うのですけれども、その子供たちの聞き取りを実施している学校の状況とか、そういうふうなことの把握はされてますか。

藤井学力向上推進室長

今、いろんな体験者から聞き取りをしたり体験をしたりというそういう取り組みがどのようになされているか

という把握でございますけれども、実際、何校がしているとかいうことではないんですけれども、例えば、先ほど申し上げました私たちの道徳の中で、鳴門で昭和 20 年の8月2日に起こった住吉丸事件の「慟哭の海」も、実は地域の 87 歳の方からの聞き書きをもとにしてつくった教材でございます。

それから、総合的な学習の時間では、2年生がもう修学旅行等で平和学習をするということで、かなりの時間をかけまして地域の方から聞き取りをしたり、あるいは先ほど委員がおっしゃったように、芋のつるでつくった雑炊みたいなものを食べてみたり、それらを総合的な学習の時間を使って、地域の方から聞き取りをしたりというような取り組みが、県内では行われているというふうに把握はしております。ほとんどのところで取り組まれているということですけれども、平和学習については中学校では 80 校、93%の学校で取り組まれているところでございます。

岡田委員

ありがとうございます。その平和学習は修学旅行を外しての話ですね。

藤井学力向上推進室長

そうです。学校とか地域でした取り組みということでございます。

岡田委員

ありがとうございます。徳島の歴史を知って、子供たちにはいろいろ学んで育ってってもらいたいという徳島の教育の基本にある部分で、郷土を知ってからという部分ですので、ぜひ地域の方たちの聞き取りというのを続けていってもらいたいし、それを続けていくことによって、本当の意味での平和学習ということができるのではないかと思います。

それで、中学校になったら平和学習ということで、修学旅行、平和学習の旅行も兼ねて行かれてるんですけれども、日本国全部の平和の勉強をするのも必要ですけれども、でも、先ほど先生がおっしゃったように、住吉丸の聞き取りをしていた島田小学校の子供たちの話によると、すごい遠いところの話だと思っていたけど、自分の住んでいるところに体験したおじいちゃんやおばあちゃんがおったんだということで、本当に子供たちは物すごい平和のありがたさ、そして、おじいちゃんやおばあちゃんたちが築いてくれた今の日常ということのありがたさに改めて気づいたという話を聞きました。

やはりそうすると、子供たちの平和に対する思いとか感謝とか、日ごろの平和への気持ちが全然変わってきますので、沖縄の戦争の悲惨さを見るのも必要やと思うし、広島原爆の話も当然体験して子供たちに現状を見に行ってもらいたいと思うんですけど、それもあわせて地元の話とすりあわせていくと、そこでまた新たな子供たちの気づきという部分が含まれてこようと思いますので、ぜひ徳島の徳島らしい平和学習、または歴史教育として取り組んで、続けていっていただきたいと思います。

それともう一点は、実は私は、高校時代に地学部だったんですけど、徳島市立高校の話になるので県教委は直接的な関係がなく、徳島市の話になるんですけど、新しく校舎を建てかえるときに、天体ドームというか、地学部があったので 20 センチメートルの望遠鏡があったんですけど、皆さん御存じと思うんですけど、屋上の上に銀色のウルトラマンの頭のようなのがあったんですけど、それがなくなったんです。その

なくなっただけを聞いてますと、地学の授業で使えないから、それは要らないものというか、学校の備品として残していくことはできないということで、いろんな経費の絡みがあったり、PFIでつくられていた部分があったりしたので、その地学部のドームというのは現状維持できなくなって、新しい校舎になったときにはそのドームは現存していないんです。

それとあわせて今、日本の置かれている状況、徳島の置かれている状況というのは、この間も活断層が下を通っているとか、徳島県の北岸を通っているとか、いろんな地質の問題であったり、地震の問題であったり、津波の問題であったり、そしてまた今度は、はやぶさが宇宙から帰ってきたというすごロマンのある話ですし、この間は金環日食があって、天体ショーというのも皆さん非常に興味を持たれたと思うんですけれども、その中にあって、地学の先生というのは最近、全然採用されていないという話と、学校教育の高校の現場において、地学の選択が非常に少ないというような現場の状況というのを伺ったのですけれども、現状としてはどんな状況なんでしょうか。

松山教職員課長

地学を専門とする教員の採用のことでございますけれども、委員の御指摘のとおり、本県におきましては、平成15年度以降、地学の教員は採用しておりません。それは現在、徳島県の公立高校33校のうち、約19校で地学を開設しておりますけれども、この19校において理科の総時間数に対する地学の時間数を調べてみますと、その割合は8.2%ということでございます。

現在、徳島県の理科の教員の数は、校長とか委員会事務局の者を除きまして168名でございまして、このうち地学を専門とする教員は16名と把握しております。すなわち、パーセントにして9.5%でございます。ということで、現状はほぼ今の先生方で対応はできておるということでございますが、今後、教育課程が新しい指導要領の進捗状況によって変わってくることもありますし、また、理科教員の退職の状況等も見ながら採用については考えてまいりたいと思っております。

藤井学力向上推進室長

今、岡田委員さんから、県内の高校生がどの程度、どういうふうな地学の履修状況であるかということの御質問でございますが、平成24年度において地学というふうについた科目、地学基礎、地学Ⅰ、地学Ⅱは県立の17校で1,080名が履修しております。理科は今年度の1年生から新学習指導要領が先行実施されており、普通科では物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎の4科目のうち3科目を履修することが必須となっております。大学入試センター試験科目の関係で、理系の生徒は物理基礎、化学基礎、生物基礎を履修する者が多く、文系では地学の講座が開講しておれば、化学基礎、生物基礎、地学基礎を履修する者が多くなるというふうに考えております。

また、これまでの大学入試センター試験が文系では理科1科目選択であったのに対して、ことしの1年生が受験するときには、基礎2科目選択となることもあり、より一層、地学を学習する生徒が増加する可能性があるというふうに考えております。

岡田委員

ありがとうございます。現状として、高校では当然、文系、理系ということで理科の選択がされてきたという経緯があって、その中で特に高校生なので、センター試験との兼ね合い、または、進路で進もうとする看護科であったりと選択する科によって、その選択の中での地学という部分が、地学自体も物理であったり、化学であったりと置きかえて学習したり、深めていったりする部分もあろうかと思うので、その地学という分野自体が重要視されなかったというわけではなく、子供たちの選択の中に入らなかったのかというふうに思います。

ただ、今、藤井室長がおっしゃったようにセンター試験のあり方が、今の1年生の子たち、3年後のセンター試験では変わってくるということになりますので、ぜひ文系の女子、自分も地学を選択していた経緯からすると割と入門しやすい理科であると思いますし、理科離れの中にあって唯一見てわかる、天体というのは見てわかるものですので、そういうふうに見てわかるし、地質であったり化石であったりというのは、見てさわってわかる授業というのは、本当に教室から出てもらおうと実は地学楽しいのですよという部分が多々あろうと思うので、ぜひそういう分野で女子の理科離れを防ぐ意味でもやってほしいなと思います。ぜひ、地学の存在をもっと県内に知らしめてもらわないと、逆に言うと、地学の先生は採用がないということは、地学を選択しても仕方がないという物すごく短絡的な発想からすれば、そういうふうにもなっていくかねません。今、本当に超越した自然現象の中にあって、子供たちが自然に対する興味、関心という導入部分であろうと思う地学という教科が軽んじられているというのは、非常に私としては不可解なところで、逆に言うと、もっと尊重されて、もっともっと子供たちに関心を持って見てもらって、活断層にしたって層を見ると、地質の違いというのは非常におもしろいものであると思うし、それを教えられる先生がいっしょにやらないということは、まずそれに関心を持ってもらえる子供たちも育たないと。私は指導者という力も非常に必要になってくよと思いますし、そういう部分でも、理科という教科の中の地学という1つになってくよかと思うので、大きなとらえ方をされているという現状の中にあっても、地学の存在意義をぜひ改めて見直してもらうように要望していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤井学力向上推進室長

今、高校の地学の話ということで進んでいたのですが、例えば、中学校の理科ですと、地震の起こりとか、いろいろ断層のことであるとか、そういうこともしっかりと学習しますし、それから指導要領が変わったときに、いろんな断層等について直接体験、直接観察をなささいというようなものが入りました。ということで、例えば、遠足に行くときに途中でバスの中で観測する方法もあります。いろんな方法でできるだけ本物を見て学習するようにというところが入ってきておりまして、子供たちにはできるだけそういう機会を与えるようにして、興味、関心を高めるような取り組みをしているところでございます。

岡田委員

ぜひ、今度また違う意味で、徳島の郷土を知るという意味で、自分たちがどこの上に立っているのだとか、どこの空の下にいるのかということでも、また興味、関心を持ってもらえるように取り組んでいただきたいと思います。

岡本委員

学力向上といじめというのは、まさに教育委員会、顧問部署、皆で考えなきゃいけない大事な問題だと思っていますが、例えば、学力向上だったら藤井室長さんがほとんど答えるとか、いじめは秋山企画幹さんだけがずっと答えるとか、何かおかしいんじゃないかなと実は思っていました。特にいじめのほうだと、秋山企画幹さんがずっといい答弁されているんです。よく頑張って。もっと言うと、1人で答弁してて大変だなと思う。いろんなところでいじめというのは考えているはずなので、まずは例えば、生涯学習政策課の中では、いじめというのはどういうふうに取り組んでいますか。あと関係あるところにみんな聞きますけど、とりあえず。

井上生涯学習政策課長

今、岡本委員さんのほうから、いじめに関して生涯学習政策課のほうで何か取り組んでいるものはないかというような御質問でございます。実は本課、御承知のとおり、事業につきましては、生涯学習あるいは社会教育の充実、振興が主なものでございまして、ただ、いじめが学校だけに限定されるものではございませんが、学校教育におけるいじめについての直接的な取り組み等は現在ございません。

しかしながら、本課では社会教育におきまして、学校、家庭、地域の連携を推進する中で、学校を支援する取り組みといたしまして、地域ぐるみの学校支援事業、いわゆる学校支援地域本部を設置しての事業がございまして、

それから学校サポーターズクラブ、放課後子ども教室推進事業等を通じまして、地域の子供の安全・安心、並びに健全育成に向けた取り組みを行ってございます。事業についての詳細は省かせていただきますが、こうした事業を通して、さまざまな体験活動や地域住民の方々との交流活動を実施することで、子供たちの社会性や規範意識、自主性、それから協調性などの豊かな人間性をはぐくんでいるところでございます。

いじめ問題に対する対策的な点に関しましては、こうした事業を通じまして、地域の大人たちが地域の子供たちと直接かかわる中で、子供たちの変化に気づき、いじめを含めて児童、生徒の問題行動等の早期発見につながるのではないかと考えているところでございます。そうした観点から、本課のこうした事業等を有効活用いただくことにより、いじめ防止、あるいは対策につながるものではないかと考えているところでございます。

岡本委員

今、最後に言われたのは、本課の事業内容を有効的に云々とか、もっと前に言われたのは、学校現場、学校教育じゃないから生涯学習政策課は云々と、それ自体が明らかにおかしいんです。何が言いたいかというと、それだけ言いたくて、きょう質問しているのです。少なくとも、この議会の中では、本当にいじめというのが一番大きな問題になっているんです。教育委員会だけでなく、全庁的になっているんだけど、何回も言うけど、聞いたら秋山企画幹さんが一生懸命答えるんです。そうじゃないと思うんです。

例えば、生涯学習政策課というのは、さっきお話があったように、社会教育の中でいろんな家庭や保護者やいろんな人に研修みたいなのをやってるじゃないですか。いろいろやっているじゃない。生涯学習政策課というのは、まさにそのとおりで、生涯学習振興法ができてそうになっているんだけど、今は社会教育法じゃない

でしょ。生涯学習振興法の中でちゃんとやんなきゃいけないと僕は思うのです。例えば、生涯学習政策課の事業を有効に活用してって言われたけど、そうじゃなくて、今やっている事業の中で、その問題を取り上げてやったらいいじゃないですか。いじめのことを。今の話だけ聞いてると、少なくともいろいろやっているけど、多分そのことには触れていないのだと思います。今の答弁を聞く限りでは。普通はそうなんです。普通はそれでいいんだけど、今は社会的にそうなってるじゃない。だから、この教育委員会の中で、皆がそのことを考えないといかんのじゃないかなと思うのです。

何で僕がこんなことを言うのかというと、僕は一年じゅう、土曜日と日曜日というのは、スポーツ少年の野球とかバレーとか、大体ほとんど大会長をしているのです。土日はほとんど子供とかかわっているんです。子供とかかわると保護者ともかかわっているんです。必ずそこでいじめの話が出るんです。だから、積極的に本課の事業を有効に活用するというんじゃなくて、生涯学習政策課がいじめの問題はこうやるというようなことにしたほうが、今はいいのかなと思うんですが、どうですか。

井上生涯学習政策課長

岡本委員さんの御指摘のとおりかと思います。県の青年団連合会のOBの会長さんということで、そのあたりについても、私どものほうもいろんなところからお聞きをいたしております。今、岡本委員さん御指摘いただいた点を踏まえ、我々も本課だけでなく教育委員会全体で考えておるところでございますけれども、現時点におきましては、先ほどお答え申し上げましたように直接的なものがございません。しかしながら、今後、特に社会教育、生涯学習の面で、いじめ対策に関して有効なものがないかどうか研究をしてみたいと考えておりますので、引き続き御指導等をお願いできたらと思っております。

岡本委員

ありがとうございました。あるかないかやなくて、ありますよそれは。あるかないかという話じゃないです。ただ、何回も言うけど、一応、4月に決めた生涯学習政策課でやろうとしてることがあるじゃないですか。だから、今やるのは教育委員会の独特のやり方では無理なのです。正直に言いますけど。でも、変えれんことはないんです。やろうと思えば。やるか、やらないかだけの話なんです。さっき言った趣旨を御理解いただいて、頑張っしてほしいなと。その辺からいかないと、まさに学校の中だけの話じゃないんだと思ってます。例えば、もちろん我々の聞き方もあるんでしょうが、いじめのことを聞いたら、秋山企画幹さんがすぐ手を挙げてそれで終わるのではなくて、私のところはこんなふうにやってますとか、そういうふうに言ってくれたら非常にありがたいなという気持ちがいっぱいあります。

1点だけ、少人数学級というのは、学力向上といじめと多分関係あるんだと思うんですが、これは何のためにやっているんですか。関係なければいいです。

松山教職員課長

今、岡本委員さんのほうから少人数学級の目的、その効果についての御質問をいただきました。少人数学級につきましては、現在、本県では小学校の1年生から4年生まで、それから中学校1年生において、35人以下学級ということで実施しております。あわせて少人数指導という形で小学校5、6年生、あるいは中学校

2、3年生についても対応しているところでございます。

これらの施策は、要するに一人一人に教職員が目を行き届かせて、そしてゆとりを持って生徒に対応することができると。これは他県のさまざまな学力の調査におきましても、実際に学習偏差値が上がっているという報告もございますし、また本県でも、子供たちの側から見ても先生からたくさん声をかけていただけるようになったとか、そういうような報告も聞いております。

いじめ等におきましては、授業中はもちろんのこと、昼休み、掃除の時間、あるいは放課後とか、そういうところにやはり問題行動等がたくさん出てくるわけでございますので、教員がゆとりを持って子供と向き合う時間を確保していくことが、非常に大事なことでと考えております。その1つの大きな方策として、少人数学級および少人数指導の実施ということで取り組んでおるところでございます。

岡本委員

ありがとうございます。まさに少人数学級とかチームティーチングはすごく大事です。でも、突き詰めていくとそういうことになります。1人の子供をできるだけ近くでしっかり見つめるということが大事なんで、そのためにも少人数学級というのは、もっともっとやっていけたらいいなとは思ってます。

今、思ったんだけど、僕は県議会議員で17年、18年目くらいになりますが、今、もろもろ言って、例えば、僕は土日いつも子供と接します。保護者と接しますと言ったんだけど、多分、歴代教育長の中で、こういうのが一番得意なのは佐野教育長みたいな気がします。失礼かもわからないけど、学校の先生というのは、学校の先生の枠で一生懸命考えるのです。それはそれでいいんです。いいんだけど、今の学校教育というのは、子供を取り巻く状況というのは、地域社会とかいろんなことがわかってないといけないんです。

具体的に言うと学校の先生、担任の先生が、例えば、その地域の田舎で、各その地域の区の役員さんとかを絶対しないです。校長先生を卒業したら、どっかの区長さんになるんです。これ通例なんです。必ずそうなの。学校の先生やめたらいろんな役がいっぱいつくんです。でもそうじゃなくて、まさに現役の先生、地元でないとダメなんですけど、現役の地元の先生が今そこに入り込んできているんです。そうじゃないと、本当の意味の教育はできないです。いじめも含めて。それで教育長、申しわけないけど、僕の一番言いたいことに、佐野教育長さんが一番向いているんじゃないかと思って。感想だけど。

佐野教育長

岡本委員さんから、お褒めにあずかれて光栄でございます。

ただ、これまで私がいじめとかそういうものに向いているかということは、またほかの方が御判断されることとは思うのですけれども、多少、私自身のことを申させていただきますと、これまで特別支援学校、それから定時制の学校、そして普通科高校、そういうふうなところを経験してまいりました。また、市立高等学校にも赴任させていただきました。

その間、生徒指導に多くかかわってまいりましたので、そういった意味では、問題を抱えている子供、そしてその加害者、被害者、そういうものについてもある程度わかるというふうには思っておりますけれども、そういった経験の中で、私たち教職員の話もありますけれども、社会の中に出てというふうなことについて、私も部活動をしながら子供たちのスポーツ、ラグビーにもかかわってまいりましたけれども、そういったあらゆる

層の方たちとおつき合いをして、そして保護者、いろんな方々とおつき合いする中で、保護者、そして子供たちの本当の部分が見えてくるのかなというふうに思ってます。

そういった意味では今、岡本委員さんから御指摘をいただきましたように、私も教員としてもさまざまな地域の中に積極的に出ていきながら、ボランティア、そういうことも積極的にかかわりながら、一つ一つ地域の声や、そして保護者の声、何よりも子供たちの声が聞けるような、そんな存在でありたいと思いますし、私自身がそういうことを率先していきながら、教職員ともども、いじめに関して頑張っていきたいと考えております。

岡本委員

まとめて答弁いただきました。とてもありがたい答弁だなと思っておりますが、誤解があったらいけないので、先生がいけないとは言っていないです。でも学校の先生というのは、まさに聖職なんだけど、今は、より社会の中の学校の先生であって、より包容力のある先生であってほしいなと。そしたら、いろんな問題が課題解決しやすいのかなと。あくまで聖職だから。でも、そのことはすごく大事なんだろうなと思っております。

ここにいる方は先生が多いんだけど、学校の先生と県庁の中のメンバーとが一緒になって、この教育委員会の中でしっかりとそういうチームワークというか、そういう教育力を高めていけるようにしていただけたらありがたいなと思っております。

佐野教育長からたしか最初に報告があった通学路の点検の問題。通学路の点検のことについて八百何カ所とか言ってましたが、その後、どうなったのかと思って。その後、どういうふうに動いているのか説明いただけたらと思います。

池淵防災・健康教育幹

今回の合同点検によりまして、対策を検討する箇所としまして 844 カ所の報告がございました。今後の予定ですが、各対策必要箇所につきまして、どのような対策ができるかということについて、学校、教育委員会、また警察、道路管理者、それぞれが持ち寄りまして、効果的な対策を検討して実施に向けて連携、協力を図ってまいりたいと考えております。県教育委員会といたしましては、学校が教職員やPTA、関係団体と連携して、登下校時の安全指導や迂回路の選定など、ソフト面を速やかに実施することも市町村教育委員会へ提案しながら進めてまいりたいと考えております。

岡本委員

僕は交通安全協会の会長をしているもので、地元のところは自分で言いました。正直言うと、県土整備部、警察、教頭先生、交通安全協会で行って見たんだけど、何でもそうだけど、今、言ったメンバーが歩くと、田舎だとその日中に、例えば、勝浦町だったら、その日中にあれ何しよったんえって、全部伝わるんです。それで、ここここがこうだってなあと。それで、結果はどうなのってなるんですかと。立場上できるだけ答ええないかんことになるんだけど、全部見られて、それがどうなっているかというのはすごく大事であって、例えば、今はどうこう言えないのかもしれませんが、でも今の段階だったら、この箇所は県土整備部がやるとか、警察がやるとか、そんなのはもう大体わかるんじゃないですか。そんな整理はできてませんか。

池淵防災・健康教育幹

今回の点検によりまして、今、委員からも御指摘いただきましたように、もう既に、ここはこうするほうが望ましいというような対策が出てきている箇所も上がっていると聞いております。ただ再度、3者が寄りまして点検をしようというような箇所も上がっているように聞いております。その詳しい箇所については、把握はできておりませんが、今後さらに検討してまいりますので、その進捗状況につきましても、市町村教育委員会と連絡をとりながら、県教育委員会としましては指導してまいりたいと思っております。

岡本委員

名前が通学路だから、教育委員会とか学校が主体となって、いろいろと声を大きく上げないと、文科省が言うてきて、こうやってみました。送りました。全国にすごい数があった。それで終わるんです。見て終わるんです。そんなんではいけないんで、その辺が一番関係しているのは教育委員会だから、できるだけもっと強くというか、主体的にこれは、こうですと。特に警察なんかは、本当に言わないと、お金がないからなかなかできないし、県庁の県土整備部もこの前いろいろ言ったけど、やっぱりお金がなくてなかなか大変なのだけど、それも市町村の教育委員会も大事なんだけど、多分、答弁で市町村の教育委員会って言われてるのは、わかりやすく言うと、小学校と中学校はまさに建てているのは市町村だからということになるんだけど、それとこの話は別にしないと。ずっとこういう質問が上がってたら、いつも言うんです。市町村の教育委員会と相談してと。それで大体終わっちゃいけないんだけど、終わるのです。この教育委員会というところは不思議なところで。だから終わっちゃいけないんです、特にこの問題は、教育委員会が主体となって点検をされたのだから、それを強く言って追跡してやっていかないと、ほかの2つはしません。正直に言いますけど。警察も県土整備部も道路管理者も来てました。でも、それはそんなに積極的にはやりません。県土整備部なんて、もっともっと違うこといっぱい言われてるから。ちなみに例えば、東部県土整備局だったら、年間に980件くらい言われてるのです。そのうちでちょっとなんです。これは。そのことに理解をいただいて、教育委員会がしっかり言わないと非常にまずいなと思っているんで、もう一度決意を。

池淵防災・健康教育幹

県の教育委員会と県警、それから県土整備部の3者で連携を図りながら現在も進めているところです。今、委員に御提案いただきましたように、経費のかかるところもあるとは思いますが、3者で調整しながら、できるだけ要望をしていきたいと思っております。

岡本委員

いろいろ申し上げたんですが、まず、子供を守るというのはだれが守るかというといっぱいあるのだけど、何か市町村へ行くと、教育長という判こを押してあるのが子供には一番強いんです。多分、先生方がそのことは一番よく知っていると思う。子供から見たら全部同じなんだけど、保健福祉部でやってるし、いろんなところでやってるじゃない。でも、学校に在籍している児童、生徒の一番効き目があるのは県の教育長の判こ、市町村教育長の判こなんです。何が言いたいかというと、少なくなった子供たちというのは、教育委員会がしっかりと守っていかないといけないと思います。ただ、県の組織からすれば明らかにおかしいですが、子供をみるのに4カ所ぐらいあるっていうのはおかしいんだけど、それは今すぐにできないから、基本的には子供に関す

ることは、いじめも学力向上もみんな含めて教育委員会、佐野教育長が全責任を持つくらいの思いで頑張っ
てほしいと思います。

佐野教育長

通学路の点検のことについてですけれども、教育委員会がイニシアチブを持って、当然そのように考えて
おりまして、また教育を預かる者として、そうした意気込みで徳島県の次代に担う子供たちのために、私を初
め私たち事務局、そして教職員が一緒になって全力を尽くして頑張りたいと思いますし、その先頭に立って
いきたいと思いますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

西沢委員

まず、今までに長尾議員のほうからもお話がありましたガラスの防災シートです。

この地域とつなぐ防災教育の中にも、例4に家具固定・飛散防止フィルム貼付となっております。中学校、
高校となっております。前に学校のガラスに飛散防止のシートを貼るということを言っていました。もうかなりた
ちますけど、どのくらい実績が上がりましたか。

藤林施設整備課長

県立学校において、ガラスの飛散防止のフィルムがどの程度実施できているかという御質問でございます
が、現在、昨年度から避難所強化充実事業というのを実施しておりまして、今年度その強化充実事業の中
で、体育館等の避難場所になる施設において、フィルムを貼るように予算もつき、実施する計画としておりま
して、現在、設計を発注しているところでございます。まだ実施はできていない状況でございます。

西沢委員

先ほども言いましたけど、地域とつなぐ防災教育は、それを中学生、高校生にやらせるという意味ではない
んですか。シートを貼るというのは、イコール学校だけではなくて、各家庭にもそういうことを広めてほしいと。
そういう知識も持ってもらい、それと日常的に貼ってもらったら非常に意味があるということで、子供たちに、
生徒らに貼らして、それで効果があるんじゃないですか。業者に任せて貼らせるんですか。

池淵防災・健康教育幹

今、委員から御指摘いただいております地域とつなぐ防災教育ですが、平成 17 年度から実施しましたしっ
かり防災推進事業の中で、モデル校が取り組んできたものをまとめた資料として作成しております。平成 22
年度にこの資料につきましては作成をいたしました。

今、御提案いただきましたガラスの飛散防止フィルムとかですが、現在も高等学校におきまして、防災クラブ
等で取り組んでいる学校の取り組みなどにつきましては、作成をすることになっております防災教育指導資
料等にも反映して、各学校に知らせていきたいと思っております。

西沢委員

効果抜群なのは皆さん知ってますよね。地震が起こったときにガラスが割れて、そのために児童が大きなけがをする場合もあるし。大きな金がかかるから、どんどん全部一発にやるというのは無理でしょうけれども、どんどんやっていくべきでないですか。業者に云々と、先ほどの話を聞くと、設計してもらっているということとは業者に任せるのかなという気がしますけれども。

そうではなくて、子供らにまず実践してやってもらう。それも小学校からでいいじゃないですか。小中高の全部にどんどんやってもらうと。そういうことを市町村のほうにもお願いして、できるだけ全県挙げてまず取り組むと。それを発端にして防災教育を広めていくということも言えるんじゃないですか。まず、そういう行動こそ、小中高すべての全校が行動を起こすという発端にしてもいいんじゃないですか。

藤林施設整備課長

西沢委員から今おっしゃっていただいたとおり、各市町村立学校、それから県立高等学校、特別支援学校ともにガラス飛散防止のためのフィルムを貼るということは、非常に重要なことだと思っております。

ガラスの飛散防止も含めまして、非構造部材の整備、点検、それから耐震改修ということにつきましては、文部科学省からの通知もございまして、今般、各市町村に対してそういった非構造部材の点検及び対策を至急実施してほしいということで、先般、教育委員会からも各市町村のほうに通知しております。また、11月にも市町村の教育委員会を集めまして、非構造部材の点検、対策についての会議も予定しておりますので、その中で、今おっしゃっていただいたとおり、非常に重要な案件でございますので、今後、整備が進んでまいるように十分にお話して、そういったガラスの飛散も含めまして、非構造部材の耐震化ができるように努めてまいりたいと思います。

池淵防災・健康教育幹

先ほどもお話させていただきましたが、防災クラブにおける有効的な取り組み等につきましても、今年度に改訂を予定しております防災教育指導資料に反映させまして、各学校に配布して、活用するように指導してまいりたいと思っております。

西沢委員

もう一度言います。資料を配布して、やってちょうだいよではないんです。小中高のすべての学校が、例えば、校長先生が一堂に会したときに、全部でやりましょうと決めたらいいんです。すべて何でもかんでもやれというのは無理ですけども、まず発端として、第一にそれからやりましょう。そして、それから広げていきましょと。まず、皆が率先して一発やったら、それだけ物すごい効果があると思うんです。だから全校の全部のガラスをやれというのは無理でしょうけれども、まずは全部で一斉に始めると。防災教育の一番の発端にするとか言いますが、まずはやり始める。全員で全校が一斉にやり始めるというたら、やはり皆さんやらんところはないと思うんです。そのくらい、まずは一生懸命やっていただくということが大切なんじゃないかなと思います。これはぜひ早速に、全校一斉にやってもらうということをお願いいたします。

それから、阪神大震災が発端で、防災の学校のあり方というのを見直すと。平成7年に阪神大震災が起って、平成9年3月に学校防災管理マニュアル及び防災教育指導資料を作成、配付云々とありますけれど

も、これでやり直し始めた。それをもとにして、各モデル校をつくって、24校、保育所、小中高かな、何かいろいろやって、地域とつなぐ防災教育という中でこのテーマをとる。こういうまとめの中で、次もう一遍、次にそういう内容とか、いろんなものをつくっていくということですね。

それで、これを先ほど読ませていただきました。全部はよく見れなかったんですけども、そこそこの部分は見させていただきました。それで、ちょっと気になったところですけども、1つは、防災教育とは何かという根本的な流れの中で、私は海部郡牟岐町です。浅川で生まれて牟岐町でいます。浅川も牟岐町もこの前の南海地震では、非常に被害を受けました。多くの人が亡くなりました。その津波の地震の歴史がある。南海地震だけをとらえても、徳島県がずっとやられてきた歴史があるんです。特に南のほうは。その歴史が、どこを見てもこの中に入っていないです。そういうことを言いながら歴史教育は入っていない、昭和のだけは例として書いてあります。でもそうではないんです。歴史的に言えば昭和は、私が聞いている範囲内では、西暦684年の一番最初とわかっているところから一番小さい地震、小さい津波だという話が普通であります。常識であります。その常識を持ってきて、歴史教育をやっている。これはちょっと解せません。

やはり一番の防災教育は、歴史を知ること。その中で自分たちが、何をどういうふうに守っていくかということにつながっていくのではないかなと。その歴史教育は、どこを見ても見当たりません。これはそういうことをまず入れ込んで、その地域、地域でどういうことが今までに起こってきたのか。だからどうせないかん。それだけではないでしょう。シミュレーション、想定が間違っていたということもありますから。でも、まず最初はそういう歴史をちゃんと学ぶということが一番じゃないですか。

池淵防災・健康教育幹

今までの地震の歴史でありますとか地域の歴史につきまして、また、このたびの防災教育指導資料には盛り込んでいくように検討してまいりたいと思っております。

西沢委員

ただ単に中へはめ込んでいくのではなくて、それを実践教育して、子供らに本当に昔にどんなことがあったのかをわかってもらおうと。本当の歴史の中で、自分たちが何をどうせないかんかということをも自分たちで考えてもらわんと。それで、その中でいろんな知識も与えてもいいですけども。

まず、自分たちが考えて、その中でどうしていくのか。残念だけど、今までの国の防災のあり方みたいな計画は、前回と前々回の西暦1854年と西暦1946年の2回の地震、津波をもとにして、それは一番小さいのとは中規模くらいの地震、津波だったんです。それが残念です、それ以前の大きいやつは除外だったんです。そういう歴史は科学的でないということで除外だったらしいんです。そんなことではだめなんで、これの反省から今、地震学者も国のほうも、新たにちゃんとしたものをつくろうという状態になってますので、そういう歴史を大切に防災教育をぜひ進めてほしいなと思います。

それともう一つ気になったのが、地震、津波の発生というのは、どういうふうにとらえていますか。だれか言える人。私が言います。これに載っている津波のあり方に抜けているところがあると思うんです。これ全部は見てませんけど、この中ではよう見つけなかったんです。最近わかったことだから。それでこの前の国が出したシミュレーションに載っているのは、範囲が大きく広くなりました。地震の震源地の範囲が広くなりました。

一番違ったのは何かと云ったら、地震の範囲を一番沖に出したということです。これは中にもありましたけれども、この内部のほうにもありました。それでも外に出した。その外に出したというのはどういうことなのかと云ったら、地震が起こらなくても津波が起こることなんです。地震が起こらなくても津波が起こる。要するに、地震と云ったら地盤が動くというのが地震でしょ。地が動くから。ではなくて、地が動かなくて津波が起こることが、歴史的にこの南海地震でもあったと言われています。結局、ドーンと動きがあって滑る。地層を押す回転が上がったら、すぐに5メートルに上がる。ズズズーっと滑って上がる。そういう地震もあると。ところがそれは地震動は動かない。でも津波は5メートルに上がる。そういうことで、ばかでかい津波が来たことがこの南海地震でもあると。過去にあるということは、もうほとんどの学者が言っています。認められています。だから、そういう目を見て、どこにいても津波が発生し、地震がなくても大きな津波が来る可能性がありますよということが、どうも書いてないと思うんですけど、書いてありますか。

池淵防災・健康教育幹

委員から御提案いただきましたように、海底表面で断層がずれると、そのずれは海の表面にも及ぶというようなことで、津波についての表記はあるのですが、揺れない場合にも津波が発生することがあるということが、この段階では十分に書かれていないかと思います。改訂するときには、東日本大震災の教訓はもちろん盛り込んでまいりますので、それにつきましても加えてまいりたいと思っております。

西沢委員

本当です。ほとんどの人が、地震が来なくても津波が来る場合があるということは、余りわかってないから、例えば、津波が来るぞって言っても、うそだろ。地震来てないやん。というのが多分、今だったらそうです。そんな地震が起きてないのに津波が来るわけないやんと。100人おったら何ぼそう思いますか。99人、100人が思うのではないですか。

だからそれじゃいかんと。この南海地震の過去の歴史の中でもあったと言われているんですから。今、私らがわかっている西暦684年から七、八回あった中で、そういうことがあったと言われているのです。数回にわたって。だから確率は大きいです。

だから、そういうこともちゃんとわかっていただくと。地震が来なくても津波が来る場合があると。ばかでかい津波が来る場合もあるんですよ。津波が来るというだけでも逃げる必要があるんですよということの教育もしていかないかんとということを言いたかったんです。わかりますか。どこでも、県でもそうです。余りそういうことを聞いたことないですから。やっぱり教育ですから、ちゃんとそこらあたりはやってほしいなと思います。

それから、運動会です。ここの防災教育での運動会。もう何年前かな。10年くらい前に言うたかな。運動会に防災の種目を取り入れるように言って、資料を見たら載っていますけれども、今、大体どれくらいの学校が運動会の中に取り入れていますか。全校何ぼで、その中でどのくらいやっておられますか。

池淵防災・健康教育幹

委員から御提案いただきましたように、運動会等における防災に関する競技につきましては、随分ふえて

きたようには思います。ただ、何校中の何校が実施しているかというところにつきましては、現在、把握ができておりません。

西沢委員

見たところ少ないのです。だから、もっとやってほしいなという気持ちですので、ぜひこれをもっともっとそんなのを取り入れて、ただですから。ぜひこれも頼みます。これで終わります。

重清委員

きょう、いじめと通学路のことは大体言うてもらったんですけど、通学路では市町村のほうで今 1,800 幾らか言ってたんですけども、高校の通学路はどういうふうに分けているんですか。幾らかの危険箇所があって、それは確かに先ほど岡本委員が言われたように、どのような対応にしたのか。特に高校の場合は、昨年ですか、痛ましい事故がありましたので、これに対する対策はもうとれていると思うんだけど、今の現状はどんなんですか。

池淵防災・健康教育幹

通学路の安全点検につきまして、今、委員に御指摘いただきました。ことしの5月に阿波西高校の高校生が1名、交通事故で死亡いたしました。現在、安全点検をしているのは各県内の小学校、それから特別支援学校の小学部について点検を実施しております。すべてが小学校、中学校、高校、同じ通学路とは限らないのですけれども、例えば、先ほどの阿波市の場合でしたら、ちょうど事故発生の箇所については、小学校の通学路でもありますし、中学校の通学路にもなっております。必ずしもすべてということではありませんが、まず、小学校から実施をしまして、危険箇所については各学校のほうにもこんな対策がとられましたというようなことについても周知をしていきたいと考えております。

重清委員

何で、県教育委員会がまず高校の通学路の安全からしないのか。それは、市道か町道か県道か国道かわからんのだけど、まずは県教委として、県立の高校生が通っているところの安全点検をするべきでないですか。小学校からではなくて、5月に事故があったんだったら高校生が本当にいけるんかどうか。ほかの地域もすべての高校でいけるんか。これをしないんですか。今、小学校から順番にと言っているけど、高校は全然していないということですか。どんな状況ですか。

池淵防災・健康教育幹

今、御指摘いただきました高校の通学路ですが、事故のありました阿波市につきましては、高等学校も含めまして、阿波市全体、小中高の安全点検について実施をしているところでございます。本県につきましては、小学校の通学路が、先ほども申しましたが、すべてではありませんが県内の通学路をカバーしているということで、小学校についての安全点検を実施いたしました。

重清委員

高校の通学路の点検はしないのですかというのを聞いているんですけど。僕らが見ていても危ない。国道を通っていっていると危ないじゃないかと。点検しているはずやけど、どうなっているのかなと思って、今、聞いたらしらないということは、高校に対してもそういう点検をしろという指示は出してないのかどうか。

池淵防災・健康教育幹

今回の合同点検について今、お話をさせていただいたんですが、各学校につきましては、各高等学校ごとに通学路の安全点検を実施するように指導しているところでございます。

重清委員

報告は受けているのですか。結果はどうなっている。その報告はどんなのですか。

池淵防災・健康教育幹

各高等学校からの安全点検の結果については、現在、報告をする予定とはなっておりません。各学校で安全点検をして、通学路の改善をするということで指導しております。

重清委員

なぜ、各高校の通学路で危ないところがあるのかもわからないのに、報告もさせないんですか。各高校が調べてそれで終わりですか。県教委はそれを把握しないということですか。市町村はそれに対して 800 何ぼ出ましたと。それに対してどうにか進めて対策を講じましょうかというのに。高校の通学生が5月に亡くなっている。一番遠い距離を通っているのが高校生だと、危ないところも走っているのが高校生だと思いますけど、その安全確認、まずは対策を県教委としてするべきと違いますか。どうですか。

池淵防災・健康教育幹

今、委員の御提案のとおり、確かに高校の通学路については、各学校に任せて今までやってまいりました。県教委としましても、通学路の危険箇所等について、高校に確認をして、実施してまいりたいと考えております。

重清委員

次の委員会までに、きちんとした報告を待ってます。

続きましては、いじめの問題でコンビニエンスストアとの提携を進めるということですけど、大体、いじめはコンビニエンスストアであるのですか。量販店とかと提携をすると言いますけど。大体、いじめは学校でもわからんところで、家でもわからんところで、町の中でもわからんところで、一番防犯カメラや人の多いコンビニエンスストアで、これが今までのデータとしてどういうふうなのがあったのか。そこがちょっとわかりにくいんですけど。これはどういう考えですか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

コンビニエンスストアで何件いじめがあったかというのは、私どももそれは数字としては持っておりません。いじめというのは、今、委員がおっしゃいましたように、学校でも先生の前では起こらない、隠れたところで行われる。それから学校以外でも場所を変えながら、大人のいないところとか、目につかないところとか、そういうところで行われるのが多いというふうにも思われております。

今回のコンビニエンスストアとの連携につきましては、いじめがたくさんあるからコンビニエンスストアというのではなくて、社会全体のいろんなところで大人の目に光らせてもらう、気をつけてもらう、見守りをしてもらう一環として、コンビニエンスストアの方にも御協力をいただくと。特にコンビニエンスストアの駐車場も広うございます。また、塾帰りとかに子供たちが立ち寄ることもございますので、そういうふうなことでお願いをする中で、もしもいじめに思われるようなこと、例えば、数人が集まって話をしているのか、何かしているのか、その中で、もしかしただれかが周りを囲まれているのかということも情報としていただければ、学校のほうでも対応もできるということで、いろんな人からいろんな見守りをさせていただくということで、今回、コンビニエンスストアにまずはお願いをするということでございます。

重清委員

一般の人が見てだれかわからんし、特に高校生になったら、僕らから見ても近所の子でも一緒におったらわからんという状況で、だれが何をしたかもわからない状況で、囲っているというだけで報告したってどうかなという疑問はあるんですけども、これは今の状況では何もしないよりも、何でも手をつけていただきたい。今のいじめに対しては、まだまだ不十分だと思います。

先ほど、少人数学級でやると言っているんですけども、今、少人数学級になってきた場合に、次は統廃合です。この時点でいじめがまずあると思わないといけません。新しく合併校になったときに。これに対する対策はとっているんですか。県教委として、各過配とかいろいろ今まで違う問題で出していたんですけど、そういう統廃合したときのいじめに対する過配とか。今の現状はどんなんですか。

高橋教育次長

統廃合に対する対策ということですが、統廃合した場合に必ず過配があるというのではございませんが、緩和措置といいますか、急激に教員が少なくなる場合とか、あるいは学級減が非常に多くて大変な場合には、一部でそういった対応をしている状況はございます。また、いじめにつきましては、新たに中1ギャップと申しますか、多くの小学校から一緒に集まった場合に多いということで、徳島県では少人数学級を進めていく中で、小学校1年、あるいは小学校2年に続きまして、中学校1年に導入しているという経緯がございます。

重清委員

最初に過配をすると。いじめはいつ起こるかかわからない。1学期に起こるかかわからん。2学期に起こるかかわからん。今の現状で、今年度にいじめに対して途中で過配はしているのですか。ゼロですか。

松山教職員課長

いじめに対する年度途中での過配のことでございますけれども、教員増によっていじめに対して先生方がしっかりと取り組んでいくことができるということで、学校あるいは地教委からの報告に基づいて、今年度、年度途中からも過配しております。

重清委員

それは何人ぐらい。年度途中で。

大西委員長

小休いたします。(14 時 27 分)

大西委員長

再開いたします。(14 時 28 分)

松山教職員課長

申しわけございませんでした。今年度、小、中学校で6人を過配しております。

重清委員

今、途中で6名ということで、県下の状況で、今のいじめ状況とか全体的な把握がどうなっているかわからんですけど、今の先生を見てたら確かに大変です。問題があったら保護者と何時間も話をしなくてはいけない。いろんな対応をしないといけない。1人が悪くなったら、それに対応しなくてはいけない。こっちは次の先生が行くというので、なかなか対応できない。そのために、きちんとした対策をとってもらわないと。それで、今の各過疎地の先生は減っています。子供の数も減っているけど、先生の数も減っているから、この先生が1人に対応していたら、こっちがまた悪くなりますんで、そこらの対策をきっちりとしていただかないと。今までと違って、いじめ対策にはもう少し人が要ります。今の状況で、特別授業みたいにすると言うんだったら人が要るでしょ。それに対する対策はきっちりとしていってるのかどうか。今でも。

前から言っていますけど、いじめられたほうはケアしますと。そのかわりに、いじめた加害者といいますか、いじめた側は注意なりをしたって次にいくでしょ。次から次へ。いじめられた子のケアはできるけど、次はまた標的を見つけにという感じでいきますんで、このもとをきちんと正さなかったら、学級が先に崩壊、それから学年、それから学校と、昔の状況と一緒にです。とにかくこれに対する対策は、恐らく先生は今大変だと思います。それに人を置いてあげないと、そこに集中的に取り組めないではないかというのが今の現状だと思います。これだけいじめがなくならないというのは。報告が上がってなくても今は本当に多いと思います。特に小学校。この一番大事なときのいじめが一番きつみみたいです。ここで傷を負ったらなかなか。

それに対する人の過配を本当に置かなかつたら、今の数でいけるのか。先生いないんですか。ここに先生たくさんいるのではないですか。現場に行かせていただいて、優秀な先生がここの教育委員会にいるから、

優秀な先生を現場のほうへ返して、実践してほしいんですけど。今、それほどいじめに取り組んでほしい。一番と思います。なかなかと思います。本当に保護者から地域から、これに対応しなくてはいけないとやっているし、そこにかかりつけで何日もかかります。結局1日や2日で終わらんです。先生だって。何日も何日もそれにかかって、それではもうまいってきます。それに対して、先ほどの臼木委員からの各地に配置の支援チームというのは、各地に配置を今からするのですか。それとも今できているので終わりですか。国がするという話ですか。県はどのように考えてますか。

松山教職員課長

重清委員さんから、いじめに取り組む教職員の体制のことをさまざまなチームのことも含めて御指摘いただきましたけれども、まず私のほうから、委員の御指摘のとおり、いじめという問題はどの学校にも、またこのクラスにも、また普段本当に問題ないと見えている生徒でも、いじめにかかわる場合があるというふうな認識のもとで、すべての教職員の力量アップということが、まず何より大事なかなと思っております。

それで、総合教育センターを中心にそういう研修については、初任者の段階から5年次、10年次と全教職員を対象とする計画的な研修もやっておりますし、しかし、ただ何よりも大事なのは各学校におきまして、その学校の校長を初めとする管理職のマネジメントとリーダーシップだと思いますので、校長のリーダーシップのもとで教職員が協力して、一致団結して問題に取り組むというふうな学校づくりに向けて、地教委と連携もしながら学校を指導してまいりたいと考えております。

重清委員

こういう議論は、私が昔に町議をしていたとき、学校が荒れたときと一緒にです。だけど、今の先生は昔と違って、暴力禁止で絶対いけないということで、口だけでしなさいと。こういう場合はどうやってやるのですか。どうやってやれと言うてるんですか。校長にやれと言うけど。中学校になったら暴れ放題です。先生は無視します。皆で暴れます。これが普通でしょ。

これに対して、どういうふうな指導を。先生のリーダーシップとか校長のリーダーシップ、先生の質を上げるとか。具体的にどんなふうにやったらいいのですかというのを教えていただけますか。今、そういう荒れた学校、学級の中で。そんなに簡単にできるもんですか。できるんだったら、こんな荒れる高校はないし、いじめはなくなります。本当にどんなふうにしていじめをなくすというのか。徳島県教育委員会はどんなにするのか。これを聞きたいんです。どこにでもある答弁でないんです。本当にいじめに対しては、こういうふうにするというのが見えてこないんです。先生がレベルアップしてやったらいいと。いじめをなくすためのレベルアップとはどんなやつですか。私は本当に先生だって大変だと思います。そんな口で簡単に言うほど、そんなことのできるのか。どういうやり方を徳島県教育委員会としては、先生に教えているんですか。それを教えていただけますか。

秋山いじめ問題等対策企画幹

いじめ問題につきましての指導でございますが、いじめを初めとして、子供たちにはさまざまな問題行動がございます。だけど、重清委員がおっしゃいましたように、暴力的な行為をする子供もおれば、またそのいじ

めを陰でする、口でその人を傷つける、さまざまなタイプがございます。

私どもはまず、基本的にいじめを起こさない子供たちにするということで、短期的にはそのいじめの行為をとめ、それから暴力行為をとめると。そういう短期的なものと、もう一つは、長期的な視点としては、子供たちの心の中に規範意識を身につけてもらう、人を傷つけることがどれほど悪いことなのかわかってもらう。また、それは自分自身も大切にすることになるのだということを、短期的な部分と長期的な部分の両方で子供たちを導いていくということが、私たちに求められていることだと思います。

その短期的な部分の暴れている子供たちについては、本当に先生方が体を張って、その暴れをとめ、そして子供たちを落ち着かせ、その興奮している状態をその場を離れさせたりしながらおさめていき、本当に御努力をしていただいていると思っております。そういうふうに分を張って、そういうことで冷静になれば、そこは話をして子供たちにわかってもらう。また、保護者の方のお力も当然、かりなければならない場面もございますので、本当に今申しましたように、かつての10年、20年前に校内暴力が吹き荒れた時代の経験から言いますと、本当にそういうときには先生方も一生懸命頑張って、体を張ってそれをとめてまいりました。

その中で今、私どもはそういうことをしない子供たちをまずつくるんだという気持ちでかかっておりますが、しかし、そういう荒れのひどい子供につきましては、保護者の協力も得ながら、私たちもチームとして取り組むということで考えております。また、最終的には、ほかの子供たちの学習権を守るところも大切な視点でございますので、その加害の生徒を何らかの反省する機会を与えると、小中学校でも反省する機会を与えるということも必要でございます。

重清委員

反省する機会を与えるということもよくわかる。言っていることもよくわかる。だけど、具体的には何をするのかと。先生は何をしたらいいのかと。悪い子に反省する機会を与えるとは、どういうことですか。謹慎ということですか。退学も徳島県はやるということですか。まじめに授業を受けてる子たちが、できるようにするにはどうするのかと。確かに言われてたように、授業中に抜けられたら、1人の先生は追っていかなくてはならない。こっちはほったらかしです。これが今の現実です。だから人が、先生が要るんです。現実問題として。この問題に対応するんだったら、その問題で今かかりっきりだったら、こっちがおろそかです。それに対する対策が今できてない。だから支援チームをつくってやるって言ったって、具体的にどういうふうに関かすのか。今、現状で県下各地で大変困っている学校だってあるはずだ。それに対して、どんな対策を打つのか、わかるように言ってもらえますか。概略的にチームをします。それから反省を促します。どうやって直していくのか。そこらがちょっと見えないんですけど。

秋山いじめ問題等対策企画幹

今、委員がおっしゃいましたように、例えば、授業中に授業を飛び出した生徒を授業をしている担任の先生が追いかけていけば、当然、その教室の中にはあとに残された生徒がいるという状況がございます。それは、避けなければならない状況でございますので、学校の中では、授業にかかっていない空き時間の教員というのがおります。また、管理職もおりますので、何かことがあれば、そこは連絡をとってちゃんと対応ができるような、そういう仕組みというのは、すべての学校で生徒指導上の約束事として行われているところでござ

います。

また、支援チームのことでございますが、学校問題解決支援チームにつきましては、外部の専門家を学校に派遣するということで、その専門家の専門的な知識を学校の先生方に伝えて、より効果的な取り組みに当たってもらうというのが専門家の派遣のチームのことでございます。

また、過配の話が出ておりましたが、確かにそういうマンパワーという点も重要な要素だと考えております。

前田学校政策課長

今、重清委員からいろいろ御指摘いただいておりますけれども、スクールプロフェッサーの話をさせていただきました。これは学校の要請に応じまして、学校だけでは解決できない場合に派遣するチームでございますけれども、それは文部科学省のほうから、そういう第三者のチームをすることも大事ではないかというようなことが発表されてございます。

ただ、恐らく委員がお話されておるのは、学校の中にいじめの専任教員を配置してはどうかというお話かと思います。これにつきましては、既に他の県の政令市などでは、いじめの専任教員、児童支援専任教員というのを市費で雇いまして配置してございます。その結果、認知件数が去年の2倍になっておるということで、いじめの実態をよく掘り下げるといような効果も出ているというふうに聞いてございますけれども、そこは予算との関係もございますので、今、私どものやっているスクールプロフェッサーだけで、もし十分でないということでありましたら、それは学校に対する支援ということで、また検討をしていかないといけないというふうに考えております。

それから、子供についての謹慎というお尋ねがございましたけれども、最終的には学校教育法上の規定によりまして、他の児童、生徒の学習権を妨げる場合には、出席停止を命ずることができるというふうになってございます。ただ、これにつきましては、先般の事前委員会におきまして、大西委員長からもお話がございましたけれども、市町村教育委員会の責任という法令上の規定はございますが、ある程度、出席停止措置を行うような手順について、県教委のほうでも支援すべきだとのお話がございましたので、こういう出席停止措置を積極的に利用したいという市町村につきましては、私どもの県教委のほうとしても支援していきたいと考えてところでございます。

松山教職員課長

先ほど、過配の教員をどういう形で、学校でいじめ問題の対策に活用していくかという御質問をいただいておりますけれども、本県では少人数学級を小学校1年生から4年生まで、それから中学校1年生に導入しておりますけれども、それ以外に小学校5、6年生、あるいは中学校2、3年生を対象に少人数過配というのもやっております。この少人数過配を活用しまして、現在、167校で271名を配置しておりますけれども、いわゆるTT、チームティーチングの授業に活用している場合が多いと聞いております。チームティーチングの授業をしておりまると、例えば、授業中にだれかが飛び出しても、1人が追いかけていって対応ができると。あるいは、ほかの先生方がずっと授業をしている時間帯に、校内外の巡視ができるというふうな形で、こういうふうないじめ問題を初めとする生徒の問題行動に対して、しっかりとこれからも対応してまいりたいと思っております。

重清委員

今、本当に難しいと思います。見回りに行くって簡単に言うけど、学校中で何人も騒ぎ出しますんで。これは大体、昔からそうでしょ。昔から中学になったら先生がなめられて、1人だったのが2人になり、3人になると。それでも無視して先生は授業しますと。今の中学生も一緒だと思うんですけども、先生がそれをすべて注意できるかという、それはなかなか難しいと思います。だけど、それをしてもらわんといじめはなくならないし、学校が荒れるというのも直らないです。予算がないんだったら、そこを何とか。国もいじめ問題をと言うんだったら、予算もそういうふうにしたらどうですかと、国に対して言ってもらわないと。一番大事な子供たちが今、苦しんでいるときに、お金がないからできないということはない。

特にやってほしいというのが、優秀な先生が文化の森でもたくさんいるし、本当に戻ってほしいなど。こういふときにこそ。そして、何とかしてほしい。それは本当に先生も願っているし、保護者も願っている。子供たちも願っているんです。そこらがどうにかならんかな。今までみたいなありきたちの対策では無理です。それのできるんだったら、今までに直ってます。そこまでやって直らなかったいじめを初めいろんなこと。これを直すせつかくの機会です。これだけ国じゅうがこの問題に注目しているときに。そのときにやっぱりしてほしいなと。徳島県教育委員会が。本当にしてほしいと。今までみたいに、問題のない先生がいいのだ、問題のない学校はいいのだというのではなく、問題のあるところへどんどん先生を出しますと。こういうふうにして、そこで一生懸命立て直した先生をどんどん上に上げたらどうですか。

そういうふうになくしては、隠しますとか、いじめ問題はなかなか見つけられませんか、そんなに簡単に授業中見回っただけでわかりませんか。そこらは根が深いです。簡単に停学にしますと言うても、そんな証拠は見つけられるわけないです。それだったらとつに皆処分できているんです。年間何百人でも。それができないから、今こんなになっているのです。それをどうしたらなくせるか。本当に考えてほしい。真剣に今の現場の先生と一緒に。たくさん先生がいるのだから、どうしたらいいのかというのは聞かなくても教育委員会はわかっているはずです。

それで今、僕が思うのは先生が足りないのではないかと。これだけ今、問題が多くなってきたときに、1人の先生の対応だけでいけるのかと。簡単に言うけど、口で言って直るような状況ではないんだから。根気強くなくてはいけないやつで、あっちもこっちにも広がらないうちに対策を打ってほしいと、本当に思ってますんでやってもらえますか。なくせますか。少なくできますか。こういう体制でやりますと言って、何も減らなかったらしてないのと一緒です。ゼロにできますか。自信があるんだったら。

高橋教育次長

いじめ問題については、本当に全力で取り組んでまいらなければならないと考えております。県教育委員会では、いじめ問題等企画員室を平成19年度から設置いたしまして、教育委員会の各課、あるいは警察本部、知事部局との連携ということで取り組んでまいったわけですが、今このような現状になっており、地域社会あるいはいろんなところの支援を得ながらやっていかなければならないと考えております。

しかしながら、いじめというのは文部科学省の方も申しておりましたが、なくすことは無理だろうと。ですが、それではいけないと思っております。少しでも少なくするということが早期対応、そしていじめられている子供

たちを守っていく。それが一番我々にとってできることだと考えております。ですから、そういったことを含めまして、過配の話もありましたが、少人数学級対応過配、あるいはチームティーチングの過配、またいろいろと問題が起きている学校に対しましては、児童生徒支援過配ということで大きな困難な学校には2名とか、そういった過配もしております。

また、特別支援学級対応の過配とか、あるいは支援が必要な児童に対する過配も行っており、いろいろと文部科学省に対しましても要望してまいりまして、過配の人数におきましては、徳島県はかなり多い状況、国からいただいている過配は多いというような認識を持っております。今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

重清委員

しっかりと取り組んでいただきたいし、大体、不登校の恐らく9割はいじめです。大体、学校に行けないというのは、学校でいじめに遭うから行けなくなっているんですから。100%とは言いませんけど、今、大部分が学校に問題がある。地域全体、地域全体と言いますけど、保護者も今わからんし、学校の先生もわからんし、それで地域でどうするのかと。そういう体制は本当にとれるのかと。本当に今、学校のことは親でもわかりません。

学校は学校でどうにかしてくれと。それで家は家でどうにかしろと。そこらが協力し合わなければ、まだ地域が入るまでにもなってないです。まずは学校、まずは家、これをきちんとしたものにしていかなくては。こうやっていろいろ地域と連絡をとりましたと言うけど、そうではない。学校の中でのまずはじめです。それをどうしていくかと。そこらを本当に先生に頑張ってほしい。もう先生しかないんです。1日のうち大部分は学校にいますので。それに対する対策を本当に先生に教えていただきたいし、それを全面的に教育委員会は支援すると。市町村の教育委員会だけに任せるのではなくて、県教委が中心になってほしいなと思いますんで、これは本当に要望しておきます。とにかく1人でも助けてほしい。いじめは1件でも少なくしてほしい。それだけです。そのために、今以上のことをやらないと無理だろうなと思っています。今から予算、予算と言うけど、本当に県教委の判断で今、苦しんでいる学校、生徒に対して先生を出してほしい。これだけは要望して終わります。

川端副委員長

それでは、皆さんお疲れですが、できるだけ端的に質問したいと思います。

まず、中高一貫教育についてであります。我が県は、平成16年に最初の併設型の中高一貫教育を始めました。城ノ内高校であります。それからもう10年が来年度で経過するという状況であります。この中高一貫教育というのは、全国的にも大変注目を浴びておりまして、それは学力向上に非常に成果をあげているということで注目されているのではないかと思います。そこで、本県の中高一貫教育の特徴、メリットといえますか、それからこれまでの成果について、まずお聞きしたいと思います。

割石教育戦略課長

ただいま、副委員長から中高一貫教育についての御質問をいただいております。本県の中高一貫教育の

特色ということでございますけれども、制度的な話で申し上げますと、併設型中高一貫教育につきましては、中学校1年生から高校3年生までの6年にわたる生徒が集まって、そこで活動を行うということでございますので、そこで相互に影響を及ぼし合いまして、社会性とか豊かな人間性を育成できるというふうな制度的なメリットがございます。

また、6年間の計画的、継続的な教育指導が展開できるということで、効果的な一貫した教育が可能となっております。また、制度的な話でございますけれども、教育課程の特例といたしまして、高校段階の指導内容の一部を中学校段階へ移行するようなことができるということでございます。

成果につきましては、卒業生の進学状況等を見ましても、非常にすばらしい成績を残しておるかと考えております。

川端副委員長

進学等に成果が出ているというふうなことです。もうちょっと具体的に、どんなにふうに成果が出ているのか教えてもらいたいと思います。

割石教育戦略課長

中高一貫教育の具体的な成果ということでございますけれども、具体的に申し上げますと、中学校と高校が合同で、例えば、文化祭を実施したり、あと学校祭を開催したり、あと部活動ではすべての競技というわけではございませんけれども、中高合同で練習を行うなど、学校行事とか諸活動で中学、高校の交流活動を行いまして、中高にわたる活動に積極的に取り組んでおるところでございます。

また、高校入試の影響を受けることがございませんので、職場体験などの豊かな体験活動を中学3年生でも実施すると。例でございますけれども、こういった教育を行っております。

川端副委員長

そういう幅の広い学年の交流による人間教育を初め、多様な価値観を学んだり幅広い年齢で教育を行うことのメリットはよくわかるんですが、私が聞きたいのは、今、やはり全国で中高一貫教育が注目されているというのは、学力が非常に高くなるということで評価を受けられるということで、きょうはお尋ねをしておるんです。

城ノ内高校が中高一貫併設型を始めて、これまでの成果というのは今もお話いただきましたが、それも大変重要な視点の成果なのですが、進学といった観点から見ると、どんなふうに学校が変わったかということをまずお聞きたいと思います。

割石教育戦略課長

学力の面での中高一貫教育の成果ということでございますけれども、先ほども申しましたように、城ノ内高等学校の卒業生の進学状況でございますけれども、1期生が卒業した平成21年度からでございますけれども、例で申し上げますと、国公立大学の進学率が従前の進学率よりも高まっているという成果が出ているところでございます。

川端副委員長

若干高まったのか、非常に効果があったのかということではどんなのですか。もう少し数字も。

割石教育戦略課長

具体的な数値ということでございますけれども、1期生が卒業するまでの城ノ内高等学校の例でございますと、国公立の進学率を申しますと、前年、中高ができる前の時点では 53.9%でございます。1期生が卒業した平成 21 年度の卒業率は、60.1%というふうな状況でございます。

川端副委員長

私がこれまでにいろんな方から話を聞いたり、雑誌等で情報を得ている範囲では、この中高一貫教育でも徳島県のように併設型といいますか、いわゆる中学校で入学して6年間を勉強する子供と、それから高校になってほかの中学校から入学してくる学生さんと、こういうコースが一緒になって最後は卒業するわけです。

こういった中学校の段階での教育の進み具合が違う方が、高校1年生でまざるということによって、進んでいる方が少し足踏みをするような状況も生まれているのではないかとということで、これは望ましいのは中学校からみんな一緒になって6年間の教育を受けたらそういうことはないわけですが、そういう課題は徳島県の場合にはないのですか。

割石教育戦略課長

現在、本県の併設型中高一貫教育につきましては、高校生段階から同じようなクラスの生徒たちが入ってくるという状況でございまして、今、副委員長がおっしゃられたように、途中から入ってくる生徒との進路調整の関係もございまして、先ほど申し上げました、高校段階での指導内容の一部を中学校段階へ移行するということについての取り組みが、十分できていない部分がございます。

ただ、途中から入ってくる生徒たちの影響も受けまして、やはり中学校段階から6年間、同じ生徒たちで学習するよりも、また外から刺激が得られるというメリットもございますので、そういった点も含めてメリット、デメリットがあらうかと認識しております。

川端副委員長

私がなぜ、この徳島県の中高一貫教育に興味を示しているかといいますと、徳島県の学力が今、全国的には低いのではないかとこのように思っています。私の持っているこの資料で、西暦 2012 年の大学入試センターの各都道府県の平均成績一覧というのを見ましたら、文系では下から2番目の 46 番目の成績、そして理系コースでも 44 番目、両方合わせたのが 45 番目と本当に下から数えたほうが早いというような状況であります。

これは河合塾というところが、センターリサーチデータというのを行ったときの数字なんですけど、過去に徳島県は平準化教育といいますか、平等教育といいますか、とにかく同じような教育をするという思いが余りにも強いばかりに、エリート教育というのを随分押さえ込んだ。その1つの例が総合選抜制度といった制度で

見られるのではないかと思います。かつては旧の城南高校というのは、全国に徳島に城南ありといったような高校であったわけですが、それが総合選抜という中で、エリート教育というふうに呼ぶ方もいますが、そういうものが今はもうなくなっております。

そこで、私はこの中高一貫教育の利点をもっと活用して、進学率の高い学校も必要なんではないかと思えます。もちろんそういった学力ばかりが教育ではありませんので、何も学力ばかりを取り上げるわけではありませが、今は全国的に見て徳島県の学力はどうなのかといったときに、1つの基準、1つの尺度として大学進学といった実績はどうなのかというのは非常に重要な視点ではないかというふうに思っております。

徳島県のこれまでの発展も、県庁の職員の中を見てみますと、優秀な幹部の皆さんは旧の城南高校卒業の方が非常に多い。それで、学力をしっかりと高く上げるということは、その地域の将来の発展にも全く無関係ではない。将来の徳島県を背負っていくような方をしっかりとした教育で養成していくということは、私は大事なことでないかというふうに思っております。

そこで、保護者の中にも、そしてまた生徒の中にも、私の思いのようなことを希望している方もおいでるわけでもありまして、この中高一貫教育の特色を十分に生かした中高一貫制度、教育を進めていくべきではないかと思えますけれども、これは教育長さんに所見をいただきたいと思えます。

佐野教育長

川端副委員長のほうから、徳島県の教育の向上について、もちろんその学力だけではないのだというふうなお話の中でですけれども、かつての城南高校のような、そして日本全国に名がとどろくような、そういう学校も要るのではないかというお話でございますが、一義的に学校は勉強するところでございますが、学力がたたえられるところ、そしてスポーツがたたえられるところ、そしてその他の芸術、その他の特性がたたえられて、それぞれの子供たちが活躍する場所であることは間違いございません。

そういった中で、学力優秀な子供たちが将来の徳島県やそれから日本を背負って立つ、そういう人材を育成するというのは、私どもの大切な役目の1つだというふうに認識をしております。そういった意味で、今、教育戦略課長のほうから答えました併設型中高一貫教育の中で、あとから入ってくる子供たちが、先から入っていた子供たちとの刺激はあるんだけれども、高校の1つの特性を先取りすることがややもすればできてないというような御質問がありましたけれども、今後、初めて本県に併設型中高一貫校ができて10年を経ましたところで、そういったことも含めまして、中高一貫教育のメリットを最大限生かせるような教育のあり方も検討してまいりたいと考えております。

川端副委員長

それでは次に、鳴門渦潮高校について質問したいと思います。他県から注目されるような魅力ある学校づくりということで、体育科というのを特色にこのたびスタートをいたしました。この鳴門渦潮高校は、旧の鳴門市立工業高校をベースといいますか、これは第一高校と工業高校が一緒になってできたものですが、この新たな学校を他県から注目されるようなすばらしい学校にしていかなければいけないんですが、なかなか県外から生徒さんを募集するというのが難しい県立高校の課題があります。

鳴門市立高校であった時代は、県外からたくさんの方が野球が強いということで、あの工業高校を目指し

て徳島県に来ておったわけですが、以前の工業高校のときに比べて新しく渦潮高校になってから、県外からの入学生というのはどのような状況に移移してきたのかをお聞きたいと思います。

前田学校政策課長

市立の鳴門工業高校時代の野球に関する県外からの合格状況でございますけれども、当時は鳴門市の教育委員会が県外志願の承認を行ってございましたが、平成 20 年度につきましては7名、それから平成 21 年度は8名、平成 22 年度は6名、平成 23 年度は3名でございます。鳴門渦潮高校になりましてはゼロ名でございます。

川端副委員長

そこで、大きな妨げになっている一家転住といいますか、県立高校というのは他県から入学希望があれば、家族で徳島に移り住まなければ入れないということが大きな妨げになっているのではないかと思います。この一家転住という仕組みについてもう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

前田学校政策課長

徳島県教育委員会におけます県外志願者の取り扱いでございますけれども、県外からの志願者の手続につきましては、一家転住等の特別な事情がある場合に志願が可能であるというふうにされてございます。この特別な事情につきましては3つございまして、1つ目が保護者と徳島県内転住を予定している場合。それから2つ目が、四国他県の中学校からの志願者で、徳島県外の自宅から通学を予定している場合。3つ目が今、申し上げました2つの事項以外で、特別の事情があると教育長が認めた場合でございます。

川端副委員長

大変ハードルが高いなというふうに思いますが、鳴門渦潮高校をより他県から注目されるような優秀な選手の集まる学校にするためには、この一家転住という考え方を少し柔軟に見直し、運用するということも必要なのではないかと思いますが、この件について御所見をお伺いしたいと思います。

前田学校政策課長

県外からの志願者の受け入れ条件の緩和についてのお尋ねでございますけれども、本県のみならず、全国的にも人口が減少をしているというようなこともございます。近い将来、生徒、教職員が減少しまして今、行っているような多様な教育の展開でございますとか、部活動につきましても生徒の数が減って実施が難しくなるということで、学校全体の活力が低下するということも大いに考えられるわけでございますけれども、そういう意味からしまして、競技力の向上も含めた地域の活性化というのは大変重要な課題の1つだというふうに考えてございます。

したがって、こういった課題を解決するための施策の1つとしまして、今、副委員長から御指摘ございましたような県外からの志願者の受け入れ条件を緩和して、意欲、能力の高い生徒を受け入れることについ

て、どのような課題があるか私どものほうで整理を行いながら、導入に向けた検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

川端副委員長

ぜひ一家転住というこの1つの基準について、受け入れ条件の緩和をぜひ検討していただいて、全国から鳴門渦潮高校はすばらしいということで、人がたくさん集まるような学校にさせていただきたいと要望して終わりたいと思います。

大西委員長

それでは質疑が終わりましたが、大事なことなのでちょっと私のほうから1点、確認かたがた、少し御意見申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

過日、新聞に日中国交正常化 40 周年記念行事中止ということで、新野高校訪問団派遣を中止というふうに大きく出ておりました。このことについて、教育委員会から御報告があるのかなと思っておりましたが、今、非常に問題となっている尖閣諸島の問題、また竹島の問題、先ほど岡田委員さんも話をされましたが、徳島県として、島根県ではありません。

また沖縄県でもありません。しかしながら非常にこれは私ども日本国民を心の底から、今までになかったような感情が走った事件だと私は思います。

それで、徳島県教育委員会としてもこれに対する対応をしっかりしなければいけない。岡田委員も先ほど言われましたけれども、私も同様の意見でございます。それで、確認の質問なのですけれども、こういうふうに大きく新聞で取り上げられておりましたが、御報告がないので、時間も過ぎておりますので簡潔にお聞きいたしますが、徳島県内の小中高校で今秋、修学旅行でアジアに行く。特に中国、韓国、台湾。これに行く学校があるのかなのか。また中止になったのかならないのか。それは私立も含めて。それからその他の学校行事の交流イベントなどといったもので、これは新野高校訪問団派遣中止となっておりますが、こういった予定をしていたものが中止になったのかならないのか。そういったものがどれくらい、何校くらいあったのか。そういった現状を簡単にわかりやすく、まずちょっと教えていただきたいと思います。

藤井学力向上推進室長

ただいま、大西委員長さんから質問ありました件でございますが、修学旅行の件につきましては、本県から海外の修学旅行というのはもともと計画もなされておきませんので、中止ということもございません。

それから、今秋のいろいろな海外からの教育旅行の件でございますけれども、10月21日から25日にかけて国際連合大学が主催して、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)が委託を実施しておりました中国教職員招へいプログラムというもので25名の中国教職員が来県して、ホームビジット等をするようになっておったんですけれども、これは9月28日にそのACCUから連絡がございまして、延期となっております。

大西委員長

新野高校というのは、そのことなのですか。これも含めて報告してください。

藤井学力向上推進室長

新野高校につきましては、11月7日から9日まで、生徒15名を含む訪問団ということで中国へ行くことになっておりましたけれども、これは9月20日に交流行事中止という決定の文書が届きましたことにより中止となりました。以上でこの秋は、新野高校とその中国教職員招へいの分の2件となっております。

大西委員長

わかりました。現状としては、修学旅行を予定していたところがないということで、2件が中止になったということで大きな影響はなかったようでございます。

それで、これについて、前にも鳥インフルエンザのときに私は申し上げたのですが、今年度は海外への修学旅行はないということでございましたけれども、そういう方針なのかどうなのかわかりません。ただ、確認して私の主張としては、やはりこういう時期は危険なことが目に見えている、何が起こるかわからない、不慮の事故、不測の事態があるかもしれないというときには、やはりさわらぬ神にたたりなしで、そういうものは危険性を排除するということで、来年度も海外の修学旅行は各学校とも自粛すると。何らかの影響があつて大変なことになったというようなことがないように、私はしなければいけない。交流も大事ですが、そういうようなことを思いますので、この教育委員会の関係する事務、行事、こういったことで中国、韓国、台湾の動向をよく見きわめて、今後の事務や行事をやっていっていただきたい。かたがた事故のないように、私はしていきたいと思いますので、来年度の修学旅行や教育交流、そういったものを全部もう一回慎重な方針をとっていただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

それから、岡田委員も言われておりまして、私がつけ加えて、領土問題に対する徳島県の教育委員会の現状はわかりました。教科書も読んでいただきまして、よくわかって全く記述がないというわけではない。ただ、私は本当にさっきも言いましたように、特に中国との問題は憂慮するわけでありますけども、日本人として非常に衝撃の走る映像をたくさんテレビで見せられました。先ほど岡田委員さんも向こうの教育、中国の教育、韓国の教育は小さな小学校のときから、竹島や尖閣諸島は我々の領土だと言って教育されてきた。日本は敵国だみたいな趣旨の教科書、あるいは教育を受けてきたというような状況をテレビでは報道されて、やはり日本としても、徳島県教育委員会としても、こういったことは考えていかなければならないのではないかな。

要するに日本の社会教育として、学校教育として、中国が敵だとか韓国が敵だとかいうことは絶対にそういうことは避けなければいけないとは思いますが、しかし、領土問題はもっと一步踏み込んで、ただ教科書にさらっと何行か書いてあるだけではなくて、例えば、今だったら新聞を教材にした教育があるじゃないですか。ここの新聞に、そういった中国の領土問題でデモが起こって日本企業が襲われたと。日本人が襲われたと。こういうようなことは絶対にタブー視して、そして小学校、中学校、高校生に対して、それはもう触れないということは絶対よくないと私は思います。現状を認識して、それでどうするんだ。それでその上で中国、韓国と

はどうするんだと。こういうような教育にしていかなければいけないと思います。

こういった問題について、もう一回踏み込んで、この問題を徳島県教育委員会としては、領土問題、尖閣、竹島、北方領土、この問題をどういうふうに取り扱っていくのか、これをどのように子供たちに教育していくかというのは、今までとは違ってもう一回見直して、今のこの現状を見定めた上で、その上で今後やっていただきたいと私は切望するんですが、全部を含めて佐野教育長、最後に御決意、御感想を伺って終わりにしたいと思います。

佐野教育長

今、大西委員長から御指摘いただきましたように、現在の日本を取り巻く状況、あるいは中国、韓国、台湾等の現状について、その事実を子供たちに知らせ、その海外の状況を学ばせるというのは非常に大切なことだと思いますし、NIE、新聞を活用した事例の中で海外の状況についても学習することは、大変重要なことだというふうに考えております。

同時に、国家の成り立ちというのは領土、領空、領海、そして国民と主権というような要件がございますけれども、これについてはしっかりと我が国の領土、我が国の主権、そして民主主義、そういった観点から海外で起きている事実も含めながら、民主主義国家の中で生きていくアイデンティティーを育てるような教育をしていきたいと思いますと同時に、いろんな事例を学習しながら、海外の中である自分の位置、こういうことを主体的に判断できる子供たちをしっかりと育ててまいりたいと考えております。

扶川委員

教育内容に関する議論については、することを避けるべきではないと思うんですが、教育に対する政治のあり方、行政のそれぞれの立場のあり方、議会のあり方にもかかわってくることで、教育の中立性ということも踏まえて、意見としてはしっかり自身で考えて判断していただくということが大事ではないかと思うんです。

岡田委員さんからも平和教育の問題がありましたから、だからこうしなさい、ああしなさいということは私は言うべきではないと思うので言いませんけど、意見として申し上げているのは、戦後処理の問題、歴史の問題というのは避けて通れないので、そのことについても公平にきちんと教えることによって、真の国際感覚を持った子供たちが育つと思いますので、これは意見として申し上げておきたい。それだけでございます。

大西委員長

領土問題については、共産党も本会議でこれは日本の固有領土であるというふうに発言しておりますので、教育長はその本会議の共産党さんの意見を尊重していただきたいと思います。

それではこれで質疑を終結いたしたいと思います。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第17号

次に請願の審査を行います。

御手元に御配付の請願文書表をごらんください。

初めに、請願第18号、徳島県立図書館の図書費増額についてを審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県立図書館では文化の森での開館に伴い、県立図書館が備えるべき各分野の専門的図書に重点を置き、初期投資として相当額の図書購入費を投入してまいりました。現在は県立図書館として所蔵すべき基本的な図書は、ほぼ整備できたのではないかと考えているところです。

一方、県財政を取り巻く厳しい状況は県立図書館の図書購入予算にも影響は及んでおり、当初予算における図書購入費は、平成15年度から減少傾向になっておりますが、平成21年度から今年度までは他の予算が減額となる中、3,230万5,000円を維持している状況でございます。

図書の購入に当たっては、資料の価値や利用者の要望に十分に配慮し、各分野のバランスも考慮しながら行っておりますが、貸し出し希望が集中する図書の寄贈を呼びかけたり、企業や団体に雑誌購入費用を負担していただくなど、さまざまな工夫をこらしております。

また、多様な県民ニーズに対応するため、就職活動に役立つ図書をそろえた仕事応援コーナー、子育てに関する資料を集めた子育て支援図書コーナー、県の重点施策や地域の課題をお知らせする県政情報テラスコーナーの設置などの取り組みを行っております。

さらに平成22年10月には、県立図書館を中核とする徳島ネットワーク徳島図書館システムをスタートさせ、家庭のパソコンから県内の公立図書館や徳島大学図書館などの蔵書が瞬時に検索できるとともに、県立図書館の蔵書がインターネットで予約でき、市町村立図書館で予約した図書は、その図書館で受けることができるようになりました。県内市町村立図書館の参加は、昨年度末の20館から23館にふえております。引き続き県立図書館を初め、県内の各図書館が保有する図書が効率的に活用されるよう未参加の市町村に働きかけるとともに、広く周知に努めてまいります。

また、国立国会図書館が保有している落語や講談、講演や音楽などの歴史的音源を県立図書館内で自由に聴取できるようにしましたことに加え、県立図書館が保有しています古文書や絵地図、郷土の新聞のマイクロフィルムをデジタル化し利用しやすくいたしました。

県教育委員会といたしましては、今後とも図書購入の予算確保に努めるとともに、県民や市町村の多様な

要望にできる限り答えられるよう運営にさらなる工夫を凝らし、県立図書館の役割を十分果たしてまいりたいと考えております。

大西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりでございます。本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査すべきものと決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第 19 号、県西部の県立高等学校への看護師課程の設置についてを審査をいたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県西部におきましては生徒数が急激に減少しており、今後もその傾向は続くことが予測されているほか、実習受け入れ可能となる病院が少ない上に、広く分散している状況にあります。このようなことから、一定の進学希望者の確保、母性看護学校を初めとする臨地実習施設や医師などの多数の外部講師の確保、専門職員の配置や施設整備に必要な財源の確保など、越えなければならないハードルは非常に高いものとなっております。

このため、高校再編を進める県西部の2つの地域協議会におきまして、こうした状況に加え、県の財政状況も含め、総合的に御検討いただきましたが、看護師養成課程の設置は難しいとの旨の報告をそれぞれいただいております。

また、新たに県内の2大学でも看護師養成教育が行われており、今後、看護師の供給増が見込まれますとともに、保健福祉部におきましても修学資金貸付事業の拡充など、県内定着率の向上に向けた取り組みが進められていることから、今後このような状況を慎重に見きわめる必要があると考えております。

大西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第 28 号の2、ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育についてを審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

①小学校1・2・3・4年生、中学校1年生に続き、小学校5年生、中学校2年生でも早急に 35 人学級を実現することにつきましては、新学習指導要領の円滑な実施やいじめや不登校への対応など、学校の抱える課題が複雑多様化する中、子供たちがこれまで以上に生き生きとした学校生活を送り、確かな学力を身につけさせるためには、教員が子供と向き合う時間を確保し、一人一人に対するきめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで本県では、国に先駆けて 35 人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところであります。まず、学校生活にふなれであり、以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1、2年生については、平成 16 年度の入学生から導入を開始いたしました。複数の小学校からの入学や教科担任制の移行などにより、学習、生活環境が大きく変化する中学校1年生は平成 20 年度から、社会科、理科、総合的な学習の時間など新たな教科が加わり、授業実数が増加する小学校3年生は、平成 23 年度から 35 人学級を実施いたしております。

さらに本年度からは、学習内容が高度になり、心身の発達の個人差が顕著になり始めるとともに、不登校の児童数が増加してくる小学校4年生にまでその対象を拡大いたしました。

県教育委員会といたしましては、35 人学級の対象学年の検討も含め、今後とも本県の児童、生徒の実態に応じた一人一人に行き届いた教育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度を創設することにつきましては、就学援助制度は経済的理由によって就学が困難な小、中学校の児童、生徒の保護者に対して国の補助を受けて市町村が主体となり、学費や修学旅行費などの援助を行うものであります。平成 22 年度から要保護児童、生徒に対する就学援助について、新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象につけ加えられておりますが、このことにつきましては、市町村教育委員会に対し国からの通知を連絡しているところでございます。

また、高校生に対する給付制の奨学金制度の創設につきましては、公立高等学校の授業料無償化によりまして、授業料の負担は軽減されましたが、入学金や学用品などの経費の負担は残っております。このため、全国都道府県教育長協議会から文部科学大臣に対し、経済的理由により就学が困難な生徒を対象とする給付型奨学金等の制度を創設することを要望してまいっているところでございます。

③小・中学校の給食費無償化を国に働きかけることにつきましては、成長期にある児童、生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、正しい食事のあり方を体得するとともに、食事を通して好ましい人間関係を育成するために、学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。

また、国においても学校給食は、各学校における教育目標を実現するための重要な役割を果たすものであり、学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材として、積極的な活用を進めて

いるところです。学校給食法では、調理のための施設整備に要する経費や調理員の人件費等については、学校給食の実施者である市町村が負担し、食材費などそれ以外の学校給食に要する経費については、保護者が負担することになっております。また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童、生徒の保護者に対して、国及び市町村が学校給食費を援助する制度が定められております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、安全で安心な学校給食が実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

④定時制課程の募集目標(定員)を増やすことにつきましては、定時制課程や働きながら学ぶ生徒に加え、中途退学や不登校により新たな学習の場を求めている生徒や生活スタイルに合わせて自主的に学びたい生徒など、多様な生徒の教育を行う役割を担っており、県下に6校設置されているところであります。募集目標数につきましては、これまでの受験者数や入学実績などを考慮し設定しているところであり、定時制課程の受験状況を見ても、近年、一般選抜におきましては募集目標数に対して、受験者数が下回っている状況であります。

県教育委員会といたしましては、過去の入学実績や生徒数の増減などを踏まえながら、適切な募集目標の設定に努めているところであります。

大西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本請願項目は4項目ございますので、それぞれ項目ごとに採決いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

まず、請願第28号の2のうち、①小学校1・2・3・4年生、中学校1年生に続き、小学校5年生、中学校2年生でも早急に35人学級を実現することについてはいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第28号の2のうち、②就学援助の拡充や高校生に対する給付制の奨学金制度を創設することについてはいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第 28 号の2のうち、③小・中学校の給食費無償化を国に働きかけることについてはいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

起立多数であります。よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第 28 号の2のうち、④定時制課程の募集目標数(定員)を増やすことについてはいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第 32 号、高校再編における校地の選定についてを審査いたします。

本件について理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南市地域における高校再編につきましては、平成 24 年2月、新しい学校の設置場所、設置学科、再編統合時期などを含む高校再編計画骨子案を策定いたしました。この中で、設置場所につきましては、校地、校舎の規模や通学利便性などを勘案し、現阿南工業高校に本校を、現新野高校に分校を設置することが適切であると判断したところであります。

その後、地域説明会と意見募集を実施いたしましたが、通学の利便性を理由とする賛成意見、分校化による地域の衰退を理由とする反対意見など、さまざまな御意見をいただきました。今後、新高校が地域の子供たちの期待にこたえられる学校となるよう、いただいた貴重な御意見を検討するとともに、教育を受ける子供たちの視点に立って高校再編計画案の策定を進めてまいりたいと考えております。

大西委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第 18 号、請願第 19 号、請願第 28 号の2①②③④、請願第 32 号

これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

次にお諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは正副委員長一任というお声が出ましたので、そのようにいたします。

次に当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

御手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって文教厚生委員会を閉会をいたします。(15 時 37 分)